会 議 録

会議の名称	第10回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年11月30日(日) 午後 1時30分
開催場所	岩城町「岩城会館」
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	無

- 1. 開 会
- 2. 会長挨拶
- 3. 会議録署名委員の指名について
- 4. 議題

(報告事項)

報告第23号 本荘由利一市七町合併協議会事務局規程の一部改正について (協議事項)

協議第34号 新市の名称について

協議第35号 納税関係の取扱いについて

協議第36号 消防防災・交通関係事業の取扱いについて

協議第37号 学校教育事業の取り扱いについて

協議第28号 財産及び債務の取り扱いについて(継続協議)

協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)

- 5. その他
- 6. 閉 会

会議の経過	別添のとおり
-------	--------

別紙 出席者名簿

会長柳田弘 委員(41名)

会 長	柳 田 弘		委員(41名
	1号委員	2号委員	3号委員
副会長	佐々木 秀 綱	委 員 斉 藤 好 三	委員 東海林京子
"	佐藤清圓	"工藤兼雄	ル 村 岡 兼 幸
"	加藤鉱一	" 大場重夫	"茂木好文
"	阿 部 満	" 佐藤 實	" 鈴木清
"	阿部幸悦	" 阿部一雄	ル 高橋良一
"	三 浦孝郎	" 前川 侔	" 三浦 稔
"	佐藤源一	" 村上亨	〃 尾留川 正
		"木内忠一	"木内忠一
		"成田正雄	〃 佐々木 正 男
		" 小松敏博	〃 小笠原 良 一
		"遠藤忠平	" 長谷川 光
		"小松義嗣	"金子拓雄
		"斉藤栄一	ル 三浦重夫
		" 鈴木澄夫	〃 須田妙子
		″ 今野義親	" 松田訓
		" 真坂孝衛	ッパ 高橋和子
			4号委員
			委員 石山修
	幹	事(16名)	
幹事長	鷹照賢隆	幹事齋藤隆一	
副幹事長		幹事土田隆男	
幹事	佐藤徳弥	幹事 早川修一	
//	佐々木 登	幹事 莊司和夫	
"	伊藤正弘	幹事藤原秀一	
//	小笠原 察 雄	幹事 小松慶悦	
"	三 浦 昭 夫	幹事 加賀秀喜	
"	村上隆司	幹事佐藤善昭	
	H	事務局	— \ <u>+</u> = -
局長		調整第1 班長 佐 藤 俊 一	三浦啓助
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長 佐藤 一喜	佐藤和広
	4b // —		伊藤 康
	熊 谷 正	調整第3 班長 遠 藤 晃	1). 19% 19%
次 長 次 長		計画班長 伊藤 篤	D. Bak 19k
			D. Bak 15k

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、ただいまより第 10 回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第の2、会長あいさつ。会長、よろしくお願いします。

〇柳田会長

この協議会も今回 10 回目をむかえるにいたりました。今日は岩城会館で協議をするわけでありますが、岩城町の皆さんには「一市七町」を選択するか「秋田市」か、と住民投票をしていただきまして、その結果、「一市七町」の枠組みで市町村合併を進めるご選択をいただきました。岩城町の皆さんに改めて、心から感謝申し上げたいと思います。また、今日この会場設営にあたりましては、町長さんをはじめ職員の皆様からご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協議会も年内はあと 12 月の1回でだけで、その次からは新年にとなります。今、市町村合併は全国的話題となっています。新聞等の記事をみますと、スムースにいったところはあまり取り上げられず、スムースにいっていないところが記事になっている場合が多いのではないかと思われます。

市町村合併は、各市町がこれまで約50年間にわたって育ててきたものを、新しい姿に変えようとする訳ですから、大変な思いもおありでしょう。今の社会に、なかなか明るい展望が見出せないような社会・経済状況の中にあっての市町村合併であるだけに、皆さんの思い、市民、町民のそれぞれの考え方があろうかと思います。

ただ、現実の問題として国の様々な方針などを見ますと、やはり私たちは市町村合併をし、子ども、あるいは孫の世代が幸せになれるまちをつくることを念願とし、協議をしているのでございます。幹事会では相当論議をし、そして提出議案の検討を毎回行っているわけで本当にご苦労をおかけしています。その意味においても、各委員には今回もよろしくご審議くださるようにお願い申し上げます。

以上でございます。

〇事務局

それでは、これより議事に入らさせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、よろしくお願いします。

〇柳田会長

それでは、これより協議に入らさせていただきます。

会議の議長として務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は41名であります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事の出席を求めております。

次第の3、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、岩城町の前川侔委員、由利町の住民代表委員であります木内忠一委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は、午後4時30分までの3時間を予定しております。

次に、4の議題に入ります。

報告第 23 号「本荘由利一市七町合併協議会事務局規程の一部改正について」、事務局より 報告願います。

○事務局

それでは、資料の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第23号「本荘由利一市七町合併協議会事務局規程の一部改正について」でございますが、今回の改正は、事務局の組織に電算推進班を新たに設けるというものでございます。

電算システムの事務のすり合わせにつきましては、これまで調整第1班で進め、基本的なすり合わせをしているところでございますが、このすり合わせに基づきまして、今後具体的な作業に入ることになります。このため、事務局内部での事務の見直しを行い、電算推進班を新たに設けるというものでございます。

改正理由は、ただいま申し上げましたとおり、事務局体制の効率化を図るというものでございます。

具体的な改正内容は、下の方の別表の組織図をご覧いただきたいと思います。上段が改正前、下段が改正後となっておりますが、改正前、計画班4名が、改正後は計画班2名になっておりまして、また、改正後に電算推進班長と電算推進班1名を新たに追加しております。また、これに伴いまして事務分掌の班名に電算推進班を新たに追加するものでございます。

なお、事務局規程につきましては、本協議会規約第 11 条第2項の規定により、会長が定めるということになっております。

事務局員20名の体制は変わりません。

改正年月日は平成15年11月7日になっております。

以上であります。

〇柳田会長

ただいま、事務局より報告がありましたこの件につきましては、事務局体制の強化との説明でありますので、ご理解をいただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ご異議ないようでございますので、続きまして協議事項に入ります。

協議第 34 号の「新市の名称について」は、前回の協議会において委員の皆さん方より、すぐに投票を行い、上位 10 作品を選定することが確認されております。

投票にあたって確認いたします。

前に事務局から提示された選定フローチャートでは、選定理由を付して協議するとありましたが、すぐに投票することから理由は記載しなくとも有効とし、次回に協議による選定において理由を発表していただくこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、理由を記載しないものも有効といたします。

当然理由を付された場合も有効ですので、申し添えます。

重ねてお諮りいたします。得票数が同一順位で総数が 10 作品を超えた場合は抽選はなじまないと思いますが、つまりA市何票、B市何票と順番に決まり、9番目にL市、M市、N市が同じ得票数で並んだ場合、全体では 11 種類が選ばれることとなりますが、抽選などを行わずに同一順位の 10 番以内は全作品を選定としてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

異議ないようでございます。それでは、ただいまより投票を行います。

(挙手有り)はい、どうぞ。

〇佐々木副会長(大内町)

それでは、投票を直ちにやられるわけでございますけれども、その前に事務局の方の今の進行状況と、また今、合併協の委員の皆さん方に呼びかけをしたいと思うわけでございます。

というのは、新市の名称が今日、何組か出るわけでございますけれども、そこで、その名称がスムーズに決まっていくように願っている一人でもあります。

そのためにも、例えば〇〇市、そしてその下の方に例えば大内であれば大内町、あるいは西目町というような名前で住所というか、そういうものができるとすれば、大変新市の名称決定についても柔らかい流れでいくんでないだろうかなと、こう思いますので、そのような話し合いを事務局でいつの段階で出されるのか。そしてまた、委員の皆さん方でそういうようなものもいいなというような、委員の皆さん方がいてほしいなと思うわけでございますので、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

〇柳田会長

はい、事務局

〇鷹照幹事長

合併事務局の幹事会の幹事長を務めております本荘市の助役の鷹照でございます。

ただいま、大内町長さんからお話ありましたことは、大字をどのように取扱うかということだと思われます。大字を現行の町名、いわゆる〇〇市〇〇町どこそこと、現在の町名を活かすやる方、それから二通りあるわけなんですけれども、もう1つは、今の大字の町名が消えて現在の大字を〇〇市どこそこと使う場合と2つありますが、できれば幹事会としては、現在の町名を大字に使った方が流れもいいし、由利郡という名称が今度消えて〇〇市となるわけですから、字数もそう変わりませんので、そのようにしたらいいなという話はございました。

以上でございます。

〇柳田会長

はい、今、幹事会の方から話がありましたが、今日は新市の名称を投票するにあたって、事務局でそのような考えを持っていると、いうことの説明でありました。 はい、どうぞ。

〇尾留川正委員(由利町)

由利町の尾留川でございます。今の大内町長さんが言われたのは、投票する本人の町の名前を書けということでないんですか、そのことを言っているのではないですか。

私はそういうように解釈しましたが。

〇佐々木副会長(大内町)

今、由利町の尾留川さんから発言があったわけですが、私の申し上げたいことは、各市なり町の地域の文化、歴史というものがあるわけでございます。それをなくしては大変だと。市町村合併にあたってそれが一番地域住民の、それこそ心配なところでないだろうかなと。名前をつけるにあたって大変心配されていると。

うちの方でも今、地域住民の説明会ということで4カ所ほど各会場を回って私も歩きました。確かにそれはどうなるんだろうなと。ということで、要するに新しい市の名前が上の方につくわけです。〇〇市、そして大内であれば大内町字〇〇というようなことで、町があっていいのか、なくていいのかわかりませんけれども、例えば〇〇市大内と、字〇〇というようなこともなるでしょうけ

れども、そういうことを事務局の方で協議をしているとすればお聞きしたいと、また、委員の皆さん方からそのような、そういう形でいった方が非常に良くないかというような賛同をいただければ有難いと、こう思って投票の前に発言をさせてもらったところであります。

〇柳田会長

そのほかありませんか。はい、どうぞ。

〇成田正雄委員(大内町)

大内町の成田でございます。

うちの佐々木町長、今申し上げられましたのは、昨日まで4回にわたり各町内会をブロックに編成して、今のダイジェスト版の説明に回っております。その席で、いわゆる冠となる新しい市名がどういう市名になるかは、これはわかりません。今日の投票で10点選ばれます。その前に、やはりショックアブソーバーというか、今の町名を大字に残したいというのは、いわゆる8月の10日頃でしたか、確か8号の協議案件で出ているかと思います。資料にもNO8の資料に載っていると思います。その下段に、この後、いわゆる現在の町名を大字に残すということを条件というか、そういう含みを持たせて、あとで協議するということになりました。確かそうなっているはずです。ですから、本当は今日でなくてもいいですけれども、本当に決定する日、いわゆる12月の協議会までには、その大字に今の現在の町名を残すような協議をしていただければといいのではないかと思います。

〇柳田会長

今日は、上位 10 点に絞るということで、そしてその次に協議の上で1つに絞ることとしています。

ですから、そういう意味で、今日、その大字のことについてひとつ話題として出しておきたいということです。

そういうことですので、幹事会でもそうしたことを協議されているようでございますので、今日はまず 10 点というものを選ぶことで進めたいと思いますが、いいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

それでは、投票は単記無記名投票とし、投票終了後、すぐ開票し、投票数を含めて発表いたします。

事務局から投票用紙の配付があります。

【事務局投票用紙配付】

〇柳田会長

投票用紙の配付漏れは、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

投票は単記無記名投票であります。新市の名称として、ふわしい名前1点のみ記載して下さい。

これより投票を行います。投票箱が空であることを確認いたします。

事務局の点呼に基づき、投票を行って下さい。

○事務局

それでは、委員の皆さんのお名前を読み上げますので、順次投票願います。

【事務局点呼】

〇柳田会長

投票漏れございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

投票漏れないようです。

ただいまより開票を行います。

開票立会人3名を指名したいと存じますが、本席より指名してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、開票立会人につきましては、東由利町の長谷山光委員、西目町の須田妙子委員、鳥海町の高橋和子委員の3名を指名いたします。

開票立会人は、ステージにご参集願います。

【開票】

〇柳田会長

それでは、開票の終わったところで、開票結果を事務局より発表願います。

〇事務局

開票結果について発表いたします。

投票総数41票、出席委員数、同数でございます。

有効投票 40 票、無効投票1票。有効投票中、本荘市 17 票、由利市7票、由利本荘市6票、鳥海市5票、鳥海山市、同じく5票。

以上、5種類の市名までが今回選出されました。

本日の結果につきましては、本日の協議会終了までに、委員の皆さんに配付いたしたいと思います。

皆様のお手元の資料の3ページをご覧になっていただきたいと思います。

1位が「本荘市」17票、10番でございます。次が「由利市」7票、17番でございます。それから「由利本荘市」これは21番でございます。21番の由利本荘市が6票。「鳥海市」8番でございますが、鳥海市、5票。7番の「鳥海山市」、同じく5票。

以上でございます。

〇柳田会長

よろしゅうございますか。

今の投票総数 41、有効投票 40、無効が1でありました。

それから、有効投票中、本荘市 17、由利市7、由利本荘市6、鳥海市5、鳥海山市5ということで、先程 10 位と申し上げましたけれども、ここでは1・2・3・4・5ということになります。

〇村上 亨(由利町)

無効票が1票あったようですが、どういうことで無効票と判断したのかお願いします。

○事務局

無効1票は白紙でございました。

〇柳田会長

もう1回繰り返しますが、本荘市、由利市、由利本荘市、鳥海市、鳥海山市までが2次選定にて選出されました。結果につきましては、本日の協議会終了まで委員の皆様に配付いたします。

ただいま、事務局の発表のありました結果ですが、第3次の選定は、次回の 12 月の協議会で行います。

これについては、以上ですので、ご確認下さい。

次に、協議第35号の「納税関係の取扱いについて」、事務局から説明をいたします。

〇事務局

4ページをお開きください。

協議第35号「納税関係の取扱いについて」ご説明をいたします。

第7回の協議会におきまして、国民健康保険税を除く地方税の税率等について協議確認をいただきましたが、今回提出いたしましたのは、納税関係の納期前納付の報奨金の取扱い、前納報奨金でございます。それから、納税貯蓄組合に対する納税奨励金等の取扱い、それから納税貯蓄組合連合会の取扱いについてでございます。それぞれ差異のある点がございますので、その調整について協議をお願いするものでございます。

調整内容を申し上げます。

- (1)納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
- (2)納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一する。
- (3)納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。

という内容でございます。

5ページ以降が各市町の現況でございます。

はじめは6ページ、7ページの納期前納付報奨金、前納報奨金についてでございます。

前納報奨金は、納期前に納付を行った場合、条例の定めることころにより、納税者に交付する報奨金であります。この制度は、納税意識の高揚と年度始めにおける財源確保などを目的として創設されております。一市七町ともこの制度を実施していた時期もございましたが、本荘市では平成 15 年度廃止、由利町では 14 年度に廃止してございますし、大内町では昭和 60 年度に廃止をしております。現在、制度のある5町におきましても、交付額の算定方法等に差異がございます。

前納報奨金については、近年、税負担の公平性確保といった観点から、廃止または廃止を検討する自治体が増加傾向にございます。その背景には、対象税目が固定資産税と個人の市町県民税のうち、普通徴収に限られており、特に個人市町県民税については納税義務者の大半を占める給与所得など、いわゆる特別徴収については、この制度の適用を受けられないことなどが挙げられてございます。制度創設当時と現在とを比べた場合、社会情勢が変化し、初期の目的は達成されたのではないかとの判断から、合併時に廃止をするというものでございます。

次は、納税組合への補助金等でございます。8ページ・9ページに組合数、組合員数の現況を載せております。数値は 15 年度当初の数値でございます。合併まで変動も予想されますが、組織されている納税組合は新市の納税組合として引き継がれるものでございます。

組合に対する補助金関係についてでありますが、現在、補助金や奨励金がある市・町は、事務 費補助金、あるいは納税奨励金として、組合員数や取扱い件数、税額に応じて交付されておりま す。

交付方法も単位組合に直接交付、連合会を通しての交付など差異がございます。

納税組合が取扱う事務内容も以前とは大きく変わってきており、個人情報保護の観点から、納付書は納税義務者への直接配付、税の集金についても個々の集金から口座振替制度に移行という例も増えてきておりますが、組合の活動については新市においても支援をしていくということに変わりはございません。

以上のようなことを踏まえ、具体的な調整方法でございますが、納税組合への補助は納税貯蓄組合法及び施行令で定められている基準に従い、納税貯蓄組合の事務に必要な経費に対する補助制度について調整する、という内容でございます。

次に、納税貯蓄組合連合会についてでございますが、一市七町にそれぞれ単位組合の連合組織の連合会がございます。合併により1つの市となった場合、組織全体についての調整が必要であると考えられますので、合併後、新市において調整するという内容でございます。

10ページには、ただいま、説明の中で引用しました法令等について、条文を抜粋して記載してございます。

以上でございます。

〇柳田会長

ただいま事務局からの説明ありましたが、ご質問、ご意見ございませんか。 【「なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ないようでありますので、協議第 35 号「納税関係の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第36号の「消防防災·交通関係事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

〇事務局

それでは、協議第36号の説明の前に、前回の協議におきまして環境対策事業の取扱いについてご協議いただきましたが、火葬場の取扱いについて、西目町で利用している仁賀保町の斎場「青松苑」についてのご質問があり、その詳細についてお答えしておりませんでしたので、ここで少し時間をお借りいたしましてお答えしたいと思います。

仁賀保町斎場「青松苑」は、平成2年度に仁賀保町が事業主体になりまして、西目町と金浦町が建設負担金を出す形で三町共同で建設した斎場であり、建設に係る償還金は既に終了しております。その後、平成 11 年度に空調設備の改修を行い、現在に至っておりますが、このときの借入金 1,280 万円の償還が平成 26 年度まで残っております。また、年間の運営費は、例年 1,520万円ほどで三町の火葬者実績割で負担をしております。平成 14 年度の西目町の負担金は約460 万円ほどであり、この内訳は償還金が 33 万円、運営費が 427 万円となっております。

以上、ご質問の説明とさせていただきたいと思います。遅くなりまして申し訳ございませんでした。

それでは、本日の協議第36号「消防防災・交通関係事業の取扱いについて」説明いたします。 資料は11ページとなります。

消防関係では、既に消防団の取扱いについては確認をいただいておりますが、今回、自主防 災組織及び防災に関する事項と交通関係に関する事項について確認をいただくものでございま す。

調整内容といたしましては、

- (1)自主防災組織等消防防災に係る組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
- (2)防災計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
 - (3)防災無線については、新市において速やかに統合する。
- (4)交通指導隊及び防犯指導隊については、新市において新たに組織する。 となっております。

なお、資料につきましては、13 ページから 16 ページに一市七町の主な内容を掲載してございます。

最初に、13 ページと 14 ページをご覧下さい。こちらの方には、消防防災組織、防災計画、防災無線についての内容を掲載してございます。自主防災組織等消防防災組織については、各市・町に町内自治会組織を母体とした自主防災組織があり、一部の市・町には婦人消防隊、少年消防隊が組織されてございます。これらは各地域の実情に応じて組織され、活動しているものでありますので、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の整備を図るという調整内容となっております。

また、防災計画については、災害対策基本法第 42 条の規定に基づきまして、各市・町で策定されており、現状の変化に応じて、それぞれ修正を加えながら運用されております。

新市におきましては、法に基づき新たな計画を策定する必要がございます。但し、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用することとなります。

なお、災害時には一体的な対応を図る必要がありますので、指揮系統については新市の機構と併せて合併時までに調整を図ることとしてございます。

13ページ・14ページの一番下のところに防災無線について記載しております。

防災無線は、現在、各市・町の範囲でそれぞれ整備されております。合併に係る防災無線の対応については、平成 15 年6月に総務省東北総合通信局より通知が入っておりまして、合併後についても一市町村一波が原則となるが、市町村合併に際して特に移行期限は定めないが、無線設備の更新時期等の機会をとらえて周波数の移行を行ってほしい。合併後、1年以内に移行時期を明確にした移行計画書を東北総合通信局に提出すること。なお、移動系については、できるだけ市町村デジタル移動通信システムへの移行を、また、同報系についてもデジタル化の検討をお願いする。なお、同報無線について、当面は合併後に市役所もしくは役場となる場所から必要な情報を送出できるよう連絡線によるリモコン機能を整備すること。但し、リモコン運用は、あくまで周波数移行までの暫定的な措置であるという内容でございます。

新市においては、いずれデジタル化による新たなシステムを導入し、一体的な整備が必要となりますが、新システム導入までの間は、連絡線による遠隔システムを導入して統合することとしております。

以上のことから、防災無線については、新市において速やかに統合するという調整内容といたしまして、新市において遠隔システムによる統合を目指しております。

資料の方、15ページ・16ページの方をご覧下さい。交通指導隊と防犯指導隊の現況について記載しております。

交通指導員、防犯指導員につきましては、特別職の職員の身分の取扱いで新市において必要のあるものは新たに設置するというような調整内容で確認をいただいているところでございますが、交通指導隊及び防犯指導隊については、住民に直接接し、指導している組織であることから、改めて各市・町の現況を掲載いたしまして、新市においても組織するということを確認していただくものでございます。

現在、各市・町で設置している交通指導隊と防犯指導隊については、住民の安全を守り、交通 指導や防犯指導を行ってもらうため、現市・町単位を基本的な活動範囲とし、広域的にも対応で きるように新市において新たに組織するという調整内容となっております。

以上でございます。

〇柳田会長

ただいま事務局からの説明がありましたが、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。はい、 どうぞ。

〇前川 侔委員(岩城町)

この中に防災無線についてお尋ねしたいわけですけれども、速やかに統合するとありますが、 この期限はどれくらいになりますか。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇事務局

速やかにということで期限は、ということでございますが、先程の説明の中にもありましたように、今、総務省の方では電波行政としまして、デジタル化への移行というものがございます。ただ、デジタル化といいましても技術的に今、途中である部分もございます。そういうことで、事務局の方でも今調査等行っておりますが、このデジタル化が、デジタル無線の性能がちょっと落ちるようでは、これは防災上、大変問題がございます。それで、デジタル無線機の性能向上、今一生懸命各社やっているようでございますが、それを見ながらということで速やかに、できるだけということで書いておりますが、期限につきましては、デジタル化の技術の水準を見ながら決めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇前川 侔委員(岩城町)

先程申し上げるのを忘れましたけれども、岩城町の前川です。

なぜこんなことを私がお伺いするのかといいますと、私も今、消防に身を置かせてもらっています。

我が町の場合のことを申し上げて大変恐縮ですけれども、我が町の場合、災害等の場合は、すべてこの情報無線によって出動命令をかけるということ、そういうシステムになっておるわけで、あるいはほかの町も、あるいは市もみな同じかもしれませんけれども、そういったことを考えますと、合併時、4月1日ということになりますと非常に乾燥時、あるいは山林火災とか原野火災とかそういったものが発生しやすい時期にあるわけであります。こういうことを考えますと、混乱のないようにスムーズに移行できるようにしていただきたいと思いますので、その点ひとつ考慮しながら今後協議していただきたいと思います。

〇柳田会長

はい、要望ということで事務局の方で検討させていただきます。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

〇高橋良一委員(岩城町)

岩城町の高橋でありますが、防災計画について若干お伺いをしたいと思います。

防災計画については、上部機関の指導なり、方針に従って、各町それぞれ防災計画を充実して住民に徹底ということで経過していると思いますが、最近この、11 月7日付けの秋田魁新聞でありますけれども、こういった新聞、あるいはテレビ、メディアから災害に対する情報が頻繁に出てくるという背景があります。この魁の報道でも、秋田市の沖合いから西目町の沖合いまで南北 50 キロ以上の範囲にマグニチュード7前後の大規模地震を引き起こす恐れのある調査結果が出たということが出ています。

新市として予定される海岸線は、本荘市を中心に岩城町、西目町、それぞれ海岸線があるわけですけれども、延長をして32キロ424メートルです。こういう数字が出ているわけです。

この関係する各町・市の人口が5万 8,000 人あるんだと、このような数字も出ておるわけです。 そういうことから、特に沿岸のこの住民の地震に伴う津波に対する心配が非常に頻繁に耳にする ことが多いわけでして、やはりできるだけ最新の情報に基づいたハザードマップなり、あるいは防 災計画なりを迅速に策定の作業をしていただいて、住民に徹底するということを是非お願いした いものと考えるわけです。

新市において新たに計画を作るんだという整理になっておりますが、災害はいつどこから襲ってくるか、発生するかわからないという性格のものでありますし、いわゆる生命と財産を守るという視点に立てば、明日だ、来年だという話題ではないと理解するわけで、そのことの対応を、迅速な対応を是非お願いしたいものだなということをまず一点申し上げておきたいと思います。

それから、さらに自主防災の組織でありますが、私の地元でも昨年、町の指導をいただいて自 主防災組織をスタートしました。ただ、これは、年1回のおまつりなり行事では、何ていうか訓練が 行き届きませんで、毎年繰り返して反復してこの住民の訓練をする、あるいは組織の点検をする という手だてが大変大事で、重要だと考えているわけです。

そういう意味で、自主防災組織の、いわば立ち上げと、その後のアフターフォロー、事後指導を 徹底してもらえるような計画の策定をお願いしたいものだと、2点を要望しておきたいと思います。 よろしくお願いします。

〇柳田会長

今の高橋さんから要望事項として挙げられた日本海、沖合いの地震の問題、また自主防災の問題、大変貴重なご意見であります。

それで、地震はいつ起こるか、今日起こるのか、明日起こるかわからないわけですが、海岸を持つ市町ではそれなりの対策を講じているわけであります。新市になった場合、今の状況からさらに踏み込んだ広域的な計画を講じていかなければなりません。

現在それぞれの地域で対応しているわけでありますが、新市になる前でも十分な対応ができるようにというのも課題のひとつであります。

これらを踏まえて、新市合併前の各市町での努力が必要です。勿論、新市では十分な対応を 考えるべきです。

また自主防災についても、各自治体毎に対応策を持って対応していますが、ただいまのご意見を十分参考にしたいと思いますが、事務局、何か良い案ありますか。

〇事務局

ただいまの要望ということでございましたけれども、非常に重要なご指摘だと思います。それで、防災計画、それからこの海岸線の問題、こういうものについても速やかに対応できるように、今現在ある防災計画は、それぞれの市・町で、そのときの最高のもので作ったわけです。それを有効に活用しながら、新市においては指揮系統の一本化というような形で、すぐにでも作っていきたいと思っています。

それから、ご指摘ありましたように、新しい情報はすぐに取り入れて、それを計画の中に反映できるように、また、自主防災組織につきましても、作れば良いというのではない、これはやはり、本当に作って活動していただくために行政としても事後指導等に十分努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇柳田会長

いいでしょうか。

〇高橋良一委員(岩城町)

はい、よろしくお願いいたします。

〇柳田会長

ありがとうございます。 ほかにございませんか。どうぞ。

〇村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。2点ほどお伺いしたいと思います。

防災無線につきまして、実は私ども由利町の防災情報伝達装置、それから東由利町さんもそのようですが、これは有線でございます。そういう意味で、これは遠隔システムによる統合を目指す、あるいはデジタル化の方向を目指すというような答弁でございましたけれども、すべてこれを有線から無線に直していくということなのか、それとも現在のシステムを維持しながらとなりますと、防災無線という文言はちょっとあたらないような気がいたしますが、その辺1点お伺いしたい。それから、先程から調整内容につきまして、この現在の消防関係だけではないんですが、要するに合併時までに統一するというような文言、それから、新市において調整するというような文言が盛んに出てきます。合併時までに統合すると言うのは、それなりにまたわかるんですが、新市において調整するといった場合、本当に、内容によってそれは異なると思いますけれども、どういう期間といいますか、どの程度のことを想定なさってのこういう調整内容になっているのか、2点お伺いしたいと思います。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇事務局

1点目の防災無線、要するに同報系のお話だと思いますが、屋外にありますスピーカーを通して、いろんな情報を伝達する、これは無線、有線、いろいろやっております。

それで、これをどちらの方に統一するのかと。防災無線という中に有線の方を入れておいていいのかというお話もございましたが、これは対象というか、利用形態からいいまして、同報系と同じであるということで一括して入れさせていただきました。

新市になったらそれはどうしていくのかということでございますが、やはり屋外へのスピーカー装置は必要であろうと考えております。

新市になりましたとき、全市一帯の光ケーブルの中で各家々に情報をお知らせすることができるようにしたいという一つの構想はあるわけでございますが、それはあくまでも屋内でございます。外にいる人には聞こえない部分がございますので、屋外の装置は必要であろうかと考えております。

それから、それがいつになるのかということでございますが、やはりデジタル化等の問題がありますので、合併後になって移行と。その間はどうするのかといいますと、先程の説明の中にもありましたように、リモコンを使いまして本庁機能のあるところから一斉通報ができます。それから相互支所からの個別送信もできますと、そのような一斉通報を1カ所で全市に流せるような有線で結合することになりますが、そのようなものを考えていきたいと思っております。

それから合併後調整というものについての期間ということでございますが、これは種々内容によって変わってこようと思います。

住民の生活に密着する部分につきましては、できるだけ速やかに調整しなければなりませんし、当然、負担関係につきましては、例えば窓口手数料なんかですと合併前ということになりますけれども、この合併後調整するものについては、その内容によって変わってきますが、そんなに長く不均一ということはできないと思いますので、そのものによって、できるだけ早くやっていきた

いと。いつまでかということですが、それは内容によって変わりますので、そこら辺はご理解いた だきたいと思います。

以上です。

〇柳田会長

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ないようですので、協議第36号「消防防災・交通関係事業の取扱いについて」は、確認をいた だいたものと決定いたします。

次に、協議第37号の「学校教育事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

〇事務局

それでは、本日の資料 17ページをご覧下さい。

協議第37号 学校教育事業の取扱いについて説明をいたします。

これは、学校教育分野に関わる内容についてご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

- (1)奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。但し、合併前に決定を 受けたものの貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。
 - (2)修学旅行助成事業については、合併時に統一する。
 - (3)学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。
- (4)スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な 調整を図る。
- (5)遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (6)公立幼稚園については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 となっております。

なお、資料につきましては、19 ページから 26 ページに一市七町の現況を掲載しております。 最初に 19 ページと 20 ページをご覧いただきたいと思います。

各市・町の奨学資金貸付事業の内容について記載してございます。奨学資金貸付事業につきましては、岩城町を除き各市・町で実施しておりますが、鳥海町では対象が高校生のみとなっております。

ただ、鳥海町の現況の中には記載しておりませんが、鳥海町では企画部門で大学入学資金貸付基金というのがございまして、四年制大学に入学するものに一時金の貸付けを行っている事業がございます。但し、大学生の月額の奨学制度が現在ございません。

奨学資金貸付事業の調整内容といたしましては、現行の制度をもとに合併時に統一する。但し、合併前に決定を受けたものの貸付け及び返還については従前の例によるものとするという内容でございます。これによりまして、現在、制度のない岩城町及び高校生対応しかない鳥海町でも、高校生及び大学生等への奨学資金貸付制度が適用になることとなります。これに伴い、鳥海町の大学入学資金貸付事業については、この制度に移行して対応することで調整を図っております。

なお、貸付対象者の範囲や貸付金額、返還方法等については、合併時までに調整を図り、要綱作成時に決定するようになります。

次に 21 ページ・22 ページ、ご覧いただきたいと思います。こちらの方には、修学旅行助成事業と学校給食事業の現況を記載しております。

修学旅行助成事業については、各市・町におきまして助成内容や助成額に差異がございます。 調整内容といたしましては、これまでの経緯を踏まえ、助成内容や助成額について合併時に統 一するという調整内容となっております。

学校給食事業につきましては、各学校ごとに対応している内容でございまして、現行のとおりその業務を行うという調整内容となっております。

次に23ページ・24ページをご覧下さい。

こちらの方にはスクールバス運行事業が掲載されております。

これにつきましては、各市・町の地域事情により、現在のスクールバスの運行が行われていることから、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、現在、各市・町で差異のあります運転手の対応など必要な調整を新市において図る内容となっております。

また、遠距離通学費補助事業についても各市・町の地域事情により現在の状況で行われていることから、現行のとおり新市に引き継ぐこととしますが、新市においては一体性の観点から必要な調整を図る内容となっております。

ここでちょっと注意でございますが、由利町の小学校の内容のところをご覧下さいませ。由利町 は平成 16 年度に小学校を統合して、それに伴う補助制度を記載しております。

現在、細部にわたりまして調整中ということで、決定されたものではございませんが、基本的な部分を挙げさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に25ページ・26ページをご覧下さい。公立幼稚園につきましては、現在、西目町にあります西目幼稚園1つであり、その内容について掲載してございます。現在の公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするという調整内容であります。

以上でございます。

〇柳田会長

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。 何かございませんか。 はいどうぞ、今野さん。

〇今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野でございます。誰もないようですので、あえて発言させていただきます。

今のこの合併についてのものではございませんが、これから是非ともひとつお願いを今しておかなければということでお話しておきたいと思います。

それは、高校生の問題であります。今、鳥海町ではもちろん高校がないと、こういうことで、本荘市内の高校に入るとしても、やはり下宿、あるいはアパートを借りなければ高校に入ることができません。大変この 10 万からのお金がかかるという事態であります。これは鳥海町ばかりではなくて、大内町の一部もあろうかと思いますし、東由利町さんの一部もあるかと思います。これから、もちろん鳥海町も本荘市も東由利さんも、合併をすると1つの市になります。そういうことから、同じ市民でありながらも、同じ市の学校に入れるために、親のこの高校に入れる負担が極端に差がつきます。違います。これではやはり同じ市民として等しく扱うためには、もう少し考えていかなければいけないだろうと、こういうようなこと私非常に思っておるんですが、これからですね、新しい市になりましたならば、この面について何とかその親の負担の格差がないような何かの方法を是非考えていただきたい。これをひとつ取り上げていただきたいということをひとつお願いを申し上げておきたいと思います。いずれ県の方には、この旨要請はもういたしておりますので、新しい市の行政でどういう形でやってくれるかによって県の方も対応してくれるものと、思っておりますので、是非ひとつそれをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

〇柳田会長

この件に対して、他に何かご意見ございませんか。 考えおありでしょうけれども。意見として頂戴しました。 そういう悩みがあるということは、重々承知していますが。他に、はいどうぞ。

〇小松敏博委員(大内町)

鳥海町さんの方から今、高校生に対する通学費の補助ということでお願いがあったわけですけれども、実は私どもの町では通学費の一部でありますけれども高校生に対する通学補助として、もう20年以上前から補助をしております。というのは、大内町全体を見ますと、すぐ電車に乗れる場所もあれば、駅まで30キロというようなところもあるわけでして、私ども議会として合併協に臨むか臨まないかの議会のときであっても、ある議員からそういうような発言があって、補助金が削除されるような場面にならないようにということを言われております。そういう親の側から見れば大変有難いと言われるような補助金をばさばさと切るような合併はうまくないと言われておりますので、私の方からもひとつよろしくお願いをしておきたいと思います。

〇柳田会長

鳥海町の今野さんと同じようなご意見ですが、この件に関しては、これから新しい市を創っていくときに人材の育成という面から考えなければならないという思いであります。今日はご意見ということで承っておきたいと思います。

その他何かございませんか。はい、どうぞ。

〇成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

岩城町の岩城中学校大型バス 76 人乗りとありますけれども、やっぱり公式の文書ですので、 こういうバスがあるんでしょうか。

〇事務局

私の方から説明させていただきます。

各市・町に一応確認いたしまして掲載した内容でございまして、岩城町の方からは定員が 76 人ということで、子ども換算等もございますので、そういう内容で定員の数を挙げさせてもらっています。

以上でございます。

〇柳田会長

成田さん、わかりましたか。いいですか。「76 人乗り」とは「76 人乗車可能」という意味のようですが。

〇事務局

すいません、もう一度ご説明いたしたいと思います。

各町の方で車検証等の人数のところを確認いただきまして確認した内容でございますので、76 人で間違いないかと思います。こちらの方は、その人数が乗れるバスということで確認しておりま す。車検証の人数ということです。

〇柳田会長

暫時休憩します。

午後 2時52分 休 憩

.....

午後 2時53分 再 開

〇柳田会長

休憩を解いて会議を再開しますが、その他ございませんか。 【「なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

ないようですので、協議第37号の学校教育事業の取扱いについては、確認をいただいたものと決定しますが、異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

はい、そのように決定いたします。 それでは、午後3時10分まで休憩をいたします。

午後 2時54分 休 憩

.....

午後 3時10分 再 開

〇柳田会長

それでは、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、継続協議中の協議第 28 号の「財産及び債務の取扱いについて」、最初に提出協議案件の変更がありますので、事務局から説明をいたします。

〇事務局

協議、継続協議となっております協議第 28 号につきまして、原案の変更がございますので、訂正をお願いしましてお詫びしたいと思います。

皆様のお手元に添付資料として協議第 28 号ございますので、それをご覧になっていただきたいと思います。

実は、この件につきましては、前回の東由利町さんで行いました第9回の協議会において説明をしましたところ、大内テレビさんが放映しておりますので、大内町の住民の方々から、「いや、大内町にも内越財産区があるんだよ」ということで、ご指摘をいただきました。その件で、私どもも調べてみましたところ、大内町に内越財産区ございまして、ただ予算等、それから協議委員等管理委員ですね、いらっしゃいませんので、その点で私どもも十分調査したつもりですが落としてしまいましとことをまずお詫びしたいと思います。

それで、こちらの方の添付資料をご覧になっていただきたいんですが、(2)のところに訂正部分がございます。本荘市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産区、北内越財産区及び松ヶ崎財産区、その次でございます、並びに大内町の北内越財産区については、現行のとおり新市のそれぞれの財産区として存続するものとするということで、ここに「大内町北内越財産区」を付け加えさせていただきました。

次のページには、大内町北内越財産区の設置年月日、区域、それから委員等の定数、財産ということでここに載せておきましたが、いずれにいたしましても、事務局の調査不足ということでお詫びしたいと思いますが、何とぞ訂正の方よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇柳田会長

案件の訂正につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

それでは、前回財産の引き継ぎについて再度協議するようにとのことでしたので、協議結果について幹事より説明して下さい。

〇鷹照幹事長

前回協議をお願いいたしました財産の新市への移行についてでありますが、再度、幹事会で協議するようにとのことでございましたので、その後の協議の内容についてお知らせ申し上げたいと思います。

財産及び債務の取り扱いにつきましては、現在ある市町有林を伐採した時に収益をその地域に限定して使うようにというご意見であったと思います。この件につきましては、幹事会で協議を重ねてまいりましたが、山林のみを特別に扱いすることの可否について審議いたしました。心情的には、先人が苦労して植栽した山林でございますので、収益はその地域に活用できれば一番良いことも十分理解するものであります。しかしながら、すべての財産及び債務を新市に引き継ぐとした場合に、市町有林の維持管理に要した費用をいかに計算するのか、育林に要した起債の残額をどのように扱うのかなど解決しなければならない問題が多くあります。合併協議の主文にそのことを表現するということは非常に無理があるのでないかというのが幹事会の一致した意見でございます。

そこで、幹事会といたしましては、文言を追加することなく、新市において新市長の裁量の中で 地元還元をお考えになったらいいのでないかとの意見になったものであります。前回の協議会に おきまして、東由利町の町長さんの副会長さんより、協議会で協議された内容はすべて議事録に 記載し残されるので、委員の皆さんの思いが残されるとおっしゃいましたように、伐採時には皆さ んの意向に沿った配分がなされるものと思われるものでございます。

なお、財産及び債務に附帯する権利、義務もすべて新市に引き継がれますので、市・町と、町内会などと締結している分収林や統一条件等の権利、義務はすべて引き継がれ、伐採した時に分収率に沿った分収林が町内会などに支払いをされることは何ら変わりございませんので、ご理解願います。

この件につきましては、11 月 16 日に鳥海町の笹子地区で行われました新市まちづくり計画の住民説明会の時に、住民の方から質問があり、そのように答弁いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございます。

この前いろいろと継続ということでお願いしまして、今回また改めて協議させていただくことに、 感謝を申し上げます。

しかし今、幹事長から説明されました内容につきましては、非常に心もとない非常に進展のない 感じがしたわけでございますけれども、新市において新市の首長が地元還元というものを考えら れたらどうかということでございます。

私は、分収契約のあるものは、これは当然引き継がれるものだと思います。官行造林、公団造林、いろいろとございますが、あるいはまた町独自でやったものもございます。それは当然だと思

いますが、改めてそういう答弁もございましたけれども、その他にもやはりたくさんの材積を持っているわけでございますので、そこのところが何か、もう少し文書で残すとか何かそういうことも含めて検討していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇柳田会長

はい、幹事。

今の説明と重複しそうですが、どうぞ。

〇鷹照幹事長

ただいま、松田委員さんがおっしゃいますように統一条件、例えばその件につきましては、例えば鳥海町さんは3地区において統一条例がございます。それから、東由利町さんにも議事録で記載されております。それから由利町さんには統一条件がございまして、3地区にございます。それらにつきましては、ご理解いただいたものと思いますけれども、その他につきましては、先程申し上げましたとおり、いろいろなそういう細かいことにつきましては本文に記載することはなかなか不可能ということで、議事録にそういう経緯を載せまして、それを基礎にしていただきたい、こういうのが私たちの考えでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇松田 訓委員(鳥海町)

これからそのものが、今、木材、確かに低迷しておりますけれども、将来 20 年、30 年なってもこのままじゃないということを前提にしてひとつの夢をつながらなければできないわけでありますので、ひとつそういう意味で、その 20 年、30 年後、ここのメンバーはほとんど消えてしまいます。そういう中で、議事録にありますと言いながらも、やはりしっかりとした約束というものを、文言を文書で残していただきたいと思います。というのは、私いつもこの場で質問したり、あるいは、いろいろ申し上げていることは、対等合併ですから不公平感があっては絶対ならないということがまず一つでございます。次は、やはり合併後の不安解消、この中にはいわゆる地域自治組織も出てまいります。今の合併の不安解消の中には、将来、議事録だけでは心もとないというものもございます。ということで、当然、地域自治組織も取り込んでいただかなければできない大変重要な課題でございますけれども、今回はそれは別といたしまして、不公平感を取り除く。というのは、これは上部機関の主導によりましていろいろと私の方も合併20周年を期して昭和50年に、いわゆる当時の村長が指導力を発揮して財産区を全部村に寄附させまして廃止したと。その後、あまり植栽をやりましたが、ここ2、30年やっていませんので、かなり保育には手がかからなくなったものがたくさんあるということであります。もちろん分収契約もございます。

しかし、不公平感というのは、本荘市の場合は財産区全部残っている。だから、それはそれで存続される。あるいは町関係は全部財産区、大内町の一部は別にしまして、ないから、町有ですから全部新市に引き継ぐとなりますと、この前の第9回の資料に基づいてちょっと数字を整理してみますと、立木の推定蓄積量でございます。立方だとわかりにくいと思いますので、これを石(こく)にしました。すると、本荘市の住民の1人当たりの材積の石数は 6.9 本です。7町の今山に立っている木の推定蓄積量が 163 で、6石なんです。まさに 24 倍の材積、いわゆる木を7町では本荘市に対して持っている。これはなぜかと言うと、本荘市さんが財産区として山が全部寄せられているということに起因するわけでございまして、これがいかに分収契約があるとしても、かなり不公平感があるんじゃないかと思うわけでございますけれども、この辺について事務局ではどう考えているんでしょう。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇鷹照幹事長

この場ですぐお答えするような回答にならないかもしれませんけれども、財産の引き継ぎに関しては、個々の財産を一つひとつ比較対象にしてきますと様々な類似なり差異なり、そういうものは大変出てきまして、今、松田委員がご指摘の材積数からいえば確かにそのような数値になるかもしれませんけれども、全体的な財産というものの考え方からいきますと、そういう一つひとつのものについては、やはりそれぞれ差があるということはご認識していただければありがたいと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇松田 訓委員(鳥海町)

差がある、これは建前上は私もそう言いたくないんですけれども、しかもこの前の第9回の会議では、本荘市の財産管理のためには、いわゆる市の職員が対応している。もちろん市長が管理者だから、この後もそういう形になっていくと。そして、いわゆる換金された場合、ものが売れた場合、大して市には入ってこないというようなことも説明されておりますので、この辺のところが非常に何と言いますか、この財産という山の関係というのは江戸時代から明治時代から先人が命をかけて守ってきた先代の財産なんでございます。それを今そのまま旧態依然に法に許されることですからやむを得ないですけれども、財産区を持っているから、それはそのまま地域住民の利益にどうする。あとは無理して同一条件をつけて財産区全部町有にしたり、それは全部新市に引き継ぐ、この今のどうにもならないという形でなくして、私はひとつ不公平感をなくすためには将来にわたってそれを配分するとすれば、やはり文書で残していただくか。もしどうしてもそれが不可能だとすれば、本荘の財産区の人件費にかかわるものを新市において負担すべきではないというようにも考えますので、この辺について、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇鷹照幹事長

財産区につきましては、いろいろとありますけれども、その前に今の合併に当たりまして私たち幹事会としましては、様々な条件を持った制度上、様々な条件を持って、例えば先程も協議いたしておりますけれども、税務とかそういうもので、様々な制度上に差異をもったものを不利にならないように、できるだけ不公平感のないようにいろんな面で統一条件を図って、そして協議の上で皆さん納得いただいて協議会に提案しているわけでございます。

財産区につきましても、いわゆるほかの町にはございませんけれども、ここで調べておりますのは鳥海町さんは 50 年の 12 月9日に3地区の統合されております。

それから、東由利町さんには平成 11 年の4月に、それから由利町さんは昭和 34 年の7月 31 日をもって統一されておりますけれども、いずれその後の事務については、役場の方でやってらっしゃると、それは同じことだと思います。

財産区がなくなっても、それは人件費については役場の方で処理しているということでありますので、そういうところも理解いただきまして、また、私たちも石脇財産区につきましては明治の22年の市町村合併できた段階での本荘町と石脇村の財産、合併する時に本荘町になる時にできた歴史のある財産区でございまして、それらを今既得権という言葉で当たらないかもしれませんけ

れども、そういうものもいろいろ引きずっているということもご理解いただいて、本荘市に財産区があるから云々でなくて、それを解散して合併にもってきてくれということもできませんし、そういうこともご理解いただきたいと思っております。

そういうことで、財産ということでなくて、いろいろやはり町、市にいろいろなそういう条件があるということもご理解いただいて、幹事会の方では、なるべくそのような雰囲気にならないようにということで協議して提案申し上げておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇松田 訓委員(鳥海町)

なかなか簡単に理解できないので、こうして答弁お願いしているわけですけれども、実はそれは 当然合併するためにはいろんな痛みを分け合いながらすり合わせが必要でございます。しかし、 この前の第7回ですかな、ここで税率の問題もありました。これも結果的には本荘市の皆さんが 年間2億ずつの減税になるというような結果も出ているわけで、今回私先程申し上げましたよう に、同じ山を管理しながら1人当たり 6.9 と7町の 163.6 石、この 24 倍の差があるので、これも何 もそれはそういうことで仕方がないんだからすり合わせしましょうと。財産区解散と私は申し上げ ません。これは自治法で認められていますから、これはできないわけでありますけれども。何かこ れをすり合わせる妙案を私は幹事会で十分検討されたものと思って今日伺いましたけれども、全 然進展がないので、このことについてひとつもう少しわかりやすく、理解して下さいとか、あるいは それはできませんとかでなくして、何かこの差を、不公平感をなくす方策がないものでしょうか、ひ とつお願いします。

〇柳田会長

この件に関して、どなたかご意見ございませんか。

〇茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

事務局と言うか幹事会の話は私もわかりました、内容は。ここで、幹事会の、今日の案件はわかりましたけれども、私も新首長において各地元に配分されると思われますというふうな議事録には残るんですけれども、先の話ではありませんけれども、ほとんどの方がいなくなるような状態の中で、実際やる時ですよ、中で、やはり議事録を果たして見るだろうかと、残っているものが。やはり私は書いたもので残していただきたいということで、幹事会には話はわかりましたので話をかけません。何とか委員の中で、今、私はとってもさっきの答弁だけでは心配ですということを、ですから何とか議事録じゃなくてきっちりと書いたもので残していただきたいという意見を述べたいと思います。よろしくお願いします。

〇柳田会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

〇阿部副会長(東由利町)

前回、松田さんと同じような思いを私も申し上げて、幹事会でも申し上げたことであります。まず今、幹事会で説明されたように、文言としてはなかなか難しいものだということだわけであります。 議事録というのは文言に、ここに書いて、文言に準ずるものでありますから、効力としてはまず同じだわけであります。

そういう意味で私は納得したわけですけれども、思いとしては同じであります。

先程茂木さんが、何か方策あるんでないかということだとすれば、会長である、議長、会長宣言 という形でこれについては、十分配慮しながらという言い方で、何とか納まれればいいのでないで しょうか。

財産区の問題、十分わかって、松田さんが質問されているわけでありますし、思いも私同じ思 いでありますので、私は人がいるとかいなくなってとか、30 年、40 年ということでなくて、議事録と いうのは非常に重要なことでありますので、これはずっと残っているものでありますから、文言と しては、協議案件の文言ではないわけでありますけれども、文言として私は十分尊重されていく ものだろうと思います。それを超えるものが必要だとすれば、会長宣言とかそういう形で整理でき ればいいのかなと思ったりしますけれども、どうですか。

松田さんが納得すればいいのですが。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇木内忠一委員(由利町)

由利町の木内です。

先程、事務局の方から由利町の財産区については昭和34年に町の方へ財産を寄附して移し たということまではお話ししましたが、それの由利町の大半の移した財産は官行造林でありまし た。そういうことで、もともと国との分収契約に基づいて、ですから分収契約があるということは当 然その文言の中に必要経費、あるいはそれまでに伐採費用等を参酌して、なお残余があればお 返ししますよという大方の文章だと私推測するんですが、鳥海町さんもそのようになっておるかと 思うんですが、ただ、由利町の場合はその際、財産区を財産寄附したことによってなくす代わり に、新たに顕彰会をつくって、それを財産を管理する財団法人をつくっております。ですから、今も 町の方とは契約をもちろん結んでおります、分収契約を結んで何対何、そして何番地の山林の何 本何年の年植栽したものがどのくらいありますよと、これも当然鳥海さんにもあるかと思うんです ね。

そういうことで、町の何台帳ですかあれは、山林台帳ですか、全部地番も書いて分収契約のも の、そして町の合併に当たって私方も町長さんはじめ助役さんはじめ全部地番も確認しておりま す。ですから、あと問題になるのはやはり経費の部分です。

そこが私ちょっと今由利町と違うと思ったのは、由利町の場合はほとんど伐採して、その経費を 差し引いて残余を町と、あるいは国と、それから財団法人と分けること終わってですな、ほぼ終わ って、今は町の方で新たに植林をして費用をかけている、ですから費用は明確なわけです。

そして、売却した際は残余があれば、やはり今財産を管理している顕彰会という名称の組織に 町とお互いに分離して分けるという仕組みになっています。ですから、そういう地番がはっきりし、 あるいは内容が明確であれば、債権債務の状況を明確に整理できると考えるんですが、その辺 いかがなものでしょう。分収契約もあるとなれば。

〇柳田会長

皆さんそれぞれの思いもあるでしょうから、暫時休憩して、その間に何かお話し下さい。

午後 3時37分 休

開

午後 3時47分 再

〇柳田会長

それでは、休憩を解きます。

今のことについて、松田さん、それから茂木さん、それから由利町の木内さん、それぞれご意見ありました。まず木内さんのご意見も本当に大変貴重な、よくわかった話のようでした。これはまず休憩中の話でございますので、ここであえて申し上げませんが、まず今のことについて、今事務局の方でこの意見というものについて、皆さん方、最大公約数で納得いけるようなものを何とかできないかということで検討しております。

暫時休憩します。

午後 3時48分 休 憩

午後 4時05分 再 開

〇柳田会長

会議を再開します。

先程、各委員からご意見出ました、事務局で検討させました。それで、検討した案について追加 として提出したいと思いますが、いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

それでは、追加する資料をみなさんに配付して下さい。

【資料配付】

〇柳田会長

配付されましたか。それでは、幹事の方からただいま皆さん方に配付しましたが、その追加について説明を願います。

〇鷹照幹事長

それでは、ただいま幹事会で協議いたしまして、副会長さん方にもご理解いただいたということで、協議第28号の(3)にお手元の配付いたしましたような文言を追加させて提案させていただきたいと思います。

「(3)普通財産のうち、立木の処分があった場合は、それぞれの地域に配慮するものとする」 と。これでご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

〇柳田会長

今、(3)として追加されましたけれども、これについて皆さん方からご理解をいただきたいと思いますが、ご意見ございますでしょうか。はい、松田さん。

〇松田 訓委員(鳥海町)

いろいろと議事進行の問題もありますので、私はそれなりに絶対に話をして、わからないという立場じゃなくして、ただ、ここで言う配慮するものとするということでございますが、配慮を示すために配分というものがなければ、配慮だけでは非常に何かさっぱり雲つかむような感じがしますので、この辺の配慮の解釈をひとつはっきり示していただきたいと思います。そして、それをもう少し文言に加えるべきじゃないかなと思います。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇鷹照幹事長

最初に申し上げましたとおり、いろいろ協議した結果で、はっきりとした文について、収益とか様々ございますので、経費とかそういうものがございますので、そういうことを明らかにするということで、主文に付け加えるということは無理があるということを申し上げましたけれども、ここで配分という文を入れますと、やはりそこには収益とかそういう様々な細かいことが出てきますので、そういうところを加味したところの配慮ということにさせていただきましたので、そこのところをご理解いただきたいと思っております。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇松田 訓委員(鳥海町)

いわゆる調整内容の1、2までありますので、これに3を付け加えるということでございますけれども、非常に幅のある解釈なので、この辺のところ、ある意味では多少なりとも意思統一を行う必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇柳田会長

その辺のところを議事録の中からくみとり、新しい市民の中でいろいろと議論していただければ と思います。

また、この配慮という表現は、松田さんのいうとおり、大変幅があって奥深さがあるということだと思います。

これには、ただ立木だけの問題でなくて、そのほかの問題も出てこようかと思います。その意味においても、配慮という文言は適切であろうと思います。

各副会長さんから了解をいただきましたが、ひとつこれでご了解いただきたいと思います。そのほかに。

はい、今野さん。

〇今野義親委員(鳥海町)

まず合併なんですから、ちょっとこれまで話を聞いているとちょっと勘違いしてるんじゃないかと、皆さんが。例えば、鳥海町の場合、財産を処分した場合、例えば五五、七三という決まりがあります。当然、町に入ってくる部分、これは当然新しい市に入ります、合併になれば。これが合併なんですよ。それを嫌だから最後に新市になって売って自分のところによこしてくださいという、これは合併になりませんよ、これは。お互いに持ち寄りですから、私はそう思います。ちょっと松田さんと意見は違うんですが。これは悪いけれども、由利町さんもちょっと勘違いしていると思いますけれども、例えば由利町さんに入る部分についても、新市になればそれが新市に入りますね、部落じゃなくて。部落に入る分は部落ですが、そういうことになるんですよ。これが合併だと思います。

ただ私の言いたいことはそこじゃなくて、本荘市の財産区の問題なんですよ。まず市、町のものは新市に持ち寄ると、移行すると、それはいいでしょう。ただ、財産区、財産区のものまで何で持ってこなきゃいけないの。これ財産区にあげればいいじゃないの、行政と関係なくこの際。新設の合併ですから。ですから、これができないとすれば、また他があると思うんですけれども、まずこの前、財産区と話し合いをしてみたらどうかということ私言ったんですけれども、話の結果を聞きたいんですが、しましたか。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇鷹照幹事長

財産区の、各財産区につきましては、以前からずっと合併問題も提起いたしまして話し合いいたしておりますけれども、財産区の皆さんは合併を前提としては考えていないようでございまして、私たちもそのような内容で、これは新市に引き継ぐものと解釈いたしまして提案申し上げております。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇今野義親委員(鳥海町)

合併を予想してないということですから、このまま財産区ではいくだろうというお考えでしょうか。

〇柳田会長

はい、事務局。

〇鷹照幹事長

先程も申し上げましたけれども、石脇財産区については明治 22 年に財産区が形成されております。

それから、現在ある財産区も昭和29年の本荘市になる以前の財産でございますので、それらについて現在どうのこうのということではないと。いわゆる解散した、南内越財産区というのは解散いたしておりますけれども、これは自主的に解散したのであって、やはりそういう立前からいくと、現在ある財産区の主体性と言いますか、地方自治法上におけるそういう法律上の存在感というものは、やはり尊重しなければならない立場にあるのが本荘市でございますので、その辺のところをご理解願いたいと思います。

〇柳田会長

はい、今野さん。

〇今野義親委員(鳥海町)

それはわかります。それで、どうも財産区ということで今合併の時に財産区をなくするというのが私の考えなんですが、そうすると何か財産区の権利を取られるだろうと、こういうような多分お考えをすると思うんですよ。私はそうじゃなくて、21世紀の新設の合併ですよ。こんな古い財産区で言葉を使っちゃいけないと思うんですよ。なくさなければ。ただし、これまでの権利のあるものを取るわけにはいきません。でしょう。だけれども、この前の説明を聞いていても、財産区の処分する場合の事務処理は全部役所の方でやっているんだと、こういうことでありますから、いわゆる名前はなくしても旧財産区に対して処分をした場合には、9割ほどはいきます。1割は新市に入るんだと、そういうふうな条項をつくっていただいてですね、是非財産区という名前を取っていただかないと、ちょっと私納得できないですよ。新設の合併なんですから。決してものを取るというわけじゃないよ。そうしなければ、本当に平らな合併ができないと思うんですよ。これまでもやはり私たちも由利町もあったものはなくしてきているんですから、そこをひとつ努力をしていただきたいんですよ。ですから、何も今回決めなくても、このことは、まだまだ時間ありますので、もう少し考えていただきたいと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇阿部副会長(由利町)

何か話がごちゃごちゃになってきたようでございますけれども、今、提案で(1)と(2)がございます。今、(3)ということで、うちの方でも、これは各町でそれぞれ分収という形で町がお金をかけて整備をしてやっている財産というのはいっぱいあると思います。

ただ、松田さんが言われる、つまり本来であれば合併前の町が収益すべきお金を、その地域に十分配慮してほしいという趣旨、これは私も全くそのとおりです。ですから、そのことに別にとやかくいうものではございません。

ただ考え方と言いますか、立木の処分というものの捉え方。これにちょっと考えが違うのかなと。つまりは、立木の処分をしたお金というものは浮く金ではない。つまりは、その町なり市なりの予算を通じて財源として使わなければいけないがための立木の処分だと思うんです。

そうなりますと、逆にこういう(3)ということで追加するような形をとりますと、後々このことが逆に 障害になってくるのでないかなと、そういう考え方もあるんじゃないかと私は思います。

でも、そういうことで、私どもも配慮することでございますから、そういう形で配慮していただけるものだとすれば、この3番の(3)をいわゆる追加の調整項目というような形で妥協といえばちょっと変ですけれども、そういう形にしておかないと、逆のことが出てくる可能性があるのでないかと。つまりはもっとわかりやすく言えば、財産を処分するのがあるから、うちの方では言葉悪いかもしれませんけれども不用不急のものをやってほしいという主張をしたり、あるいはそういうものがないから逆にいろんな必要なものがあってもできないというようなケースが出てこない、そこまで考えますと、ここら辺が落としどころでないのかなと私は考えます。

〇柳田会長

はい、どうもありがとうございます。 そのほかございませんか。 はい、松田さん。

〇松田 訓委員(鳥海町)

私もそういうことで、これは私の役場の先輩方も非常にこのことを心配しているわけでありますので、特に財産管理に当たられた職員なんかは、あそこもあそこも全部目に見えているわけですので、それを本荘市は財産区でそのまま、それではあまりにも不公平じゃないかということを申されまして、私もその方々と一緒に仕事をした時代もありますので、その思いを申し上げたわけでございます。このようにいささかでも配慮されるとすれば、私はあまりこれに時間を取っておけないと思いますので、了解しております。

以上です。

〇柳田会長

松田さんから了解いただいたところで、1、2、3でこの議案 28 号、ご確認いただいたものと決定して異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

それでは、1、2、3、ご確認いただいたものと決定して異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

異議ないようでございますので、ご確認をしていただいたこととします。

次に、継続協議中の協議第33号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、委員の皆さん方からご意見をいただきたいと存じます。

町に帰ってから町民の方々からご意見聞きたい等々の大変活発なご論議をいただきましたので、この件に関してご意見を賜りたいと思います。 はい、どうぞ。

〇斉藤栄一委員(西目町)

西目町の斉藤です。

継続協議ですので、ちょっとだぶるかなと思いますが、私から一言申し上げたいと存じます。 実は、西目町では即選挙というのが議員の中で半分でありました。しかし、一市七町の議長の 協議をした結果、大半が6カ月、あるいは1年ということであります。なぜ即かということを伺いま したら、住民感情であるという言葉しかかえってきません。その住民感情は何ぞやと申しますと、 結局、東京都より議員の数が多いとか、あるいは無駄だとか、そういったことしか入ってきません でした。一市七町の協議の中では、前回で何か決算は否決でも何でもいいんだというようなとん でもない意見を申し上げた方もおりましたけれども、私はここではそんなことは言いませんが、一 番大切なことは、まずこの協議会の経緯を見ておりますと、ほとんどが新市に引き継ぐ、あるいは 新市で協議するということであります。その協議とは何ぞやということになりますと、新しい議員 で、あるいは 30 人でそれを協議するということになるわけであります。

しかし、一発で選挙、30人ということになれば、本荘市を除いて、わかりませんよ、本荘市だって。それぞれ1人あるいはゼロ、あるいは2人という、この少ないその地元の選出で出るわけですから、果たしてそれがその地区のいわゆるサービスは高く負担は軽くという、これはもちろん絵に描いた餅ですから絶対になりません。ですから、その差額をどうするかということが、これから協議されると、合併した後に協議されるということになります。まずこの全員の中で協議するということになれば、こういったものが一番大きな問題になるだろうと思います。例えば一番高いものと一番低いもの、かなりの差がありますけれども、これをいかに少なくするかということになれば、その差は交付されるわけですから、5年間の中で何とかして一緒にそれまでもっていくと、ある程度のところまでもっていくということになれば、これはやはりお互いにみんなで議論し合うということであります。ただ私は、住民がそれを果たしてわかっているのかなというような感じが大変失礼ですけれどもそう思います。ですから、この協議会に来て、これはもう新市に引き継ぐ、あるいは新市で協議するということがきっちりとわかっていれば私は文句は申しません。ただ、いや合併して損したなと言われないような形にするとすれば、やはり少なくとも6カ月、あるいは1年ぐらいほしいのかなというような感じがいたします。そういったわけで、私はまとめた意味でこういった発言をしているわけでありますので、一応私の意見を述べさせていただきました。

〇柳田会長

鳥海町の高橋さん、この前ご発言ありましたので、どういうことでしたでしょう。

〇高橋和子委員(鳥海町)

私、様々住民の方々からお話しをお聞きしました。そして、私の意見も同じ、考えも同じでした。ということは、ここに出ていますように 10 月 31 日までということでございます。議員の人方。今までの人方が 17 年の 10 月 31 日までということでございます。と申し上げますのは、4月の時点で首長さんがいなくなります。そしてまた、そこでまた議員の方々もいなくなるということは、合併する住民の、鳥海町の場合ですけれども、住民の人方の不安がすごく大きいということでございます。自分たちの意見が通らないと言えばおかしいけれども、自分たちの意見が新市に届かないのではないかという不安が大きいということでございます。それで、安全量と言えばおかしいんですけれども、住民の人方の気持ちの安全量と言いますか、合併に対しまして気持ちの安全量と

言えばちょっと語弊ありますけれども、私今ちょっと言葉がわからないので、そういう言葉にしますけれども、そういう気持ちで 10 月 31 日まで延長していただきたいという声が多うございました。 私もそう思っております。

ただ、私個人の意見といたしまして、それもそうですけれども、134名の議員の方々が一堂に会して議論できるのかなと思ってもおりますし、それは議員の人方、一人ひとりの努力だと私は思っております。

以上でございます。

〇柳田会長

この問題、全国的にどこでも新聞をにぎわせている問題です。

市民も町民もこの問題については相当関心を持っておりますし、今日はマスコミの方々もこの問題がどのようになるんだろうかと関心を持っておいでのようでございます。

それで、皆さん方からそれぞれまたご意見をいただきたと思いますので、どうぞご発言下さい。 はい、どうぞ。矢島町の佐藤さん。

〇佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤でございますけれども、私も地域の事情でこの会に参画してちょっと日が浅いものですから、お聞きと言いますか、初歩的な本当に恥ずかしい質問なんでございますけれども、今日これまで 10 回を数えて、それぞれの議案が可決していくわけですけれども、この最終的な取り扱いなり決定というもの、今一市七町の中で地元での審議というものをいつ最終になるのか、ここで決まったのがすべての権限なのか、大変勉強不足なので教えていただきたいということだわけで、これまで決まったことで矢島町の議会では議員協議会という、決定権のないところでの説明は何回かやっておりますけれども、正式な議場での決定というのはほとんどなされていかないわけで、この新しい市ができるひとつの条約でございますので、そうしたものが地元での決定権があるのかないのか。例えば、ここでは皆さんの意見で、例えばさっきの財産区の問題も決めていくわけですけれども、いざ地元に帰って議会なりにかけたところ、それはまずいんじゃないかと出たりする場合があると思うんですけれども、その一市七町の議会の対応というものは必要でないのか。そこら辺、大変失礼なんですけれども教えていただきたいと思います。

〇柳田会長

一つには、一市七町合併しようということで、各町でそれぞれ議決をいただきまして、この法定協が成り立っているわけであります。

それで、今日の委員の方々が各町の総意を代表してということになります。そういうことで、今議会云々もされましたけれども、行政自治体の長、議会から2名、一般市民、町民の団体から2名の計5名の構成でございますので、その町での議会云々という話はその町の中の話ということで理解されます。

〇佐藤 實委員(矢島町)

ありがとうございました。

会長さんが、議長さんが会議の初めの言葉に、都合の悪いことは新聞に大々的に出るけれども、諮問しに行ったところは出ないという、そういうご発言ありましたんですけれども、県内の各自治体のこうした動きなんかは新聞報道しか私は確認できないんですけれども、例えば名称なんかにおいても大仙市、これはどうかなということで大曲市議会がかなり議論をして承認をしたとかということも出てくるものですから、そうなりますと各自治体の中で議会のもろもろのものについて異議がある場合は討議をして、結論として持ち出していくのかなということでお聞きしたわけで、今の議長さんのお話しですと代表権、5人の皆さんですので、決定権があるだろうという話でしたけ

れども、そこら辺の持っていき方、各自治体によりけりだということですけれども、特にこの議員の定数なり任期については、やはり地元でも議論されておりましていろいろなことがあるんですけれども、それはそれとして、私もこのものに賛成とか反対というよりも、10月31日という日にちを決定した根拠というものが、矢島町の場合も助役の方からお聞きしたことはあるんですけれども、何か非常に日にちを設定する、31日という日にちを設定する根拠が乏しいようでしたので、もう1回説明していただければ大変ありがたいと思いますけれども。

〇柳田会長

この際、会議時間を午後5時まで延長いたします。 ただいまの質問に対して、事務局の方から説明をしてください。

〇事務局

議案として 10 月 31 日までということで提案させていただきましたが、それにつきましては、まずそれぞれの市、町の合併前の年度の決算がございます。

そういうことを考えますと、今、9月にすべての議会において決算をやっておりますので、9月議会が終わってからと。9月議会というのは決算議会になりますので、20 何日頃終わったりします。 それから選挙するとなれば、10 月の 31 日というのは、ようするに任期の 30 日前から選挙できますので、そういう意味では 10 月 31 日というのが9月議会、決算の審議終了した後に選挙ということから 10 月ということを提案したものでございます。 以上です。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇佐藤 實委員(矢島町)

ありがとうございました。

決算議会を見届けてということでしたけれども、私も回少ないんですけれども第8回ですか、と9 回の時にこのものが出ておるんですけれども、議長会の中では大半が1年ないしここに出てきた 半年という案が多かったというふうに、その報告をいただいておるんですけれども、決算を見届け てからというので、地元に帰って議員の皆さんの理解を得られるのか、ちょっとここではわかりま せんけれども、それだけの理由で31日になるというのについては、なかなか私は説得力がない のではないかなという。ただ、1年というと3月になるわけで、その半分を取るとかという、それで 幹事の話を聞きますと、3月は非常に忙しい時期だから、寒いし、その時はだめだというようなお 話しがあったり、いろいろもろもろあったということでしたけれども、うちの方の議長からお聞きして も、なかなか統一した議長会での見解ができなかったから幹事会の方にお任せをしたという、そ うした非常に不安定な要素で、私はこの取り決めになっているのではないかなということで、まだ まだ即とか長いとか短いとかという議論はあるんですけれども、それに先程お聞きしたのは、や はり地域の議会の承認を得なくてもここで決めたことがすべて通るのかという、ここで確認をした わけですので、もしそうしたことが地元で議会が開かれますと、いや、それはとんでもないというこ とになると、後の取り扱いについて私はまだまだ大変な事態になるだろうと思いますので、特にこ の議員の定数なり任期なり、それから市の名称なりについては、やはりもう少し議論をしながら地 域で納得のいく線でいかないと、なかなか後でつまずきが出るのでないかなと心配している一人 ですので、果たしてこれで私は、ここで私の立場で10月31日がここで議案としては出されました けれども、承諾ということになりますとやはり地元の議員の皆さんとの会議を重ねながらやってい かなければいけない問題でないのかなと思っております。

〇柳田会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

〇前川 侔委員(岩城町)

岩城町の前川です。

矢島町さんからもいろいろお話しありました。果して、決算を審査するために7カ月延長するということは説得力がないのではないかということで、私も同感です。

私の町では、今月に入りましてから町内7カ所で住民に対するこれまでの合併のいきさつとかいろいろなことで住民と話し合いをしたわけですけれども、私も3カ所出席をしました。その中で2カ所からこの議員の定数のことで、定数というか身分のことで出ました。そこで出た声は、何で在任なのかと。合併するということはどういうことなのかと。財政が逼迫したために合併しなければならないでしょうと。なのに何で議員だけがそうならなければならないのかということで、私も答弁に戸惑ったようなこともありました。

そういったことから、あと前回でも申し上げましたけれども、住民がやはり納得できる、説得力があるものじゃなくちゃならないと私はそう思います。

ここでお話しをして、法定協でいいからいいということに私はならないのではないかと。住民の 声をやはり大事にしなければならないのではないかなとこう思います。確かに我々議員について は、岩城町のことを言いますと来年7月選挙ですから4年間議員をできるわけですから権利はあ るわけです。

権利だけを主張していいのかなと私はこう思うんですけれども、そこら辺のところ、もっと皆さんでやはり議論をすべきだと思います。私どもの議会でも、はっきりこうだということは示しておりません。

今日私どもの議会の皆さん大変多く来ておりますから、おまえ何言うものだと言われるかもしれませんけれども、私はやはり原則に則った方がいいとこう思います。先程、鳥海町さんから住民の声が届きにくいと、こういう話もありました。私は住民の声が本当に届きにくいとするならば、もう少し皆さんで議論して、定数特例というのもあるんだということ。60 人まで定数を増やす、倍にまでできるという特例法もあるわけです。

60 人にするということ、これは住民から抵抗があると思いますけれども、例えば 1.5 倍ぐらいにすると。この際、小選挙でも私はいいのではないかな、あるいは大選挙区にするとか、それはこれからいろいろ議論することになると思いますけれども、私は住民の声が届きにくいというのであれば、定数特例を使うということも私は考えてもいいのではないかと。倍だから倍にしなければならないということじゃなくて 1.5 倍ぐらい。ですから、例えば私どもの町の例をあげますと大変恐縮ですけれども、30 人ですと大体人口 3,000 人に1人ということになりますから、岩城町は単純にいきますと2名と。そこを何とか定数特例を使って3名にするということになれば、私は住民からは理解をしてもらえるのではないかなとこう思いますから、今ここで結論ということじゃなくて、もっとこれは議論をして、やはり住民から納得してもらえるような形にすべきだと私はこう思います。

〇柳田会長

ありがとうございます。 5時までまだ時間あります。 はい、斉藤さん。

〇斉藤栄一委員(西目町)

今、前川さんからご発言がありましたけれども、住民感情はもちろん一番大切です。しかし、住民がこう言ったからああそうですかとそのまま議会、あるいはみんなのこの協議会での意見というのは私は違うと思うんです。例えば、これまで出てきたものは決算で認めているとか、私が言っ

た、要するにこの積み残し分、新市に協議するという部分はこの機関が置かなければならない。 それでも、あなたどうしますかというような往復の意見をやって初めて住民の意見というものが聞 かれるものではないかなと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇前川 侔委員(岩城町)

今の西目町議長さんに反論をするわけではありませんけれども、まず合併後の日程というものを私は考えた方がいいんじゃないかと。合併をして50日以内に市長選挙を行わなければならない、こういう規定があるわけですから、これはいやが上でもやらなきゃいけないわけですから、50日以内と言いますと4月の末か、あるいは5月ぐらいには、私はずれ込むと思います。そして、新しい市長が選ばれる。市長が選ばれたからすぐ何でもかんでもスタートできるかというと、そうにはならない。ここには人事という問題も出てきます。おそらく2カ月くらいは議員も何も動くことができないような状態が続くだろうと私は思います。そこで、ただいま西目の議長さんからお話しがありましたけれども、確かにこの今の中には合併後の調整するとか何とかという項目がいっぱい出てきているわけです。

じゃあ5カ月間で何ができるのかと、私はそう思うわけで、そこのところをやはり我々はもっと考えるべきじゃないかなと私は思います。

〇柳田会長

はい、副会長。

〇阿部副会長(由利町)

先程から前川さんからですか、住民説明会を開いて、説明会を開いてと言いますか、ようするに住民の意見を聞きましょうということで前回継続審議になった、それも理由の一つでしたので、私どもの3カ所でやられた説明会の状況をご報告申し上げたいと思いますが、その前に実は先月の協議会で在任特例は使うべきでないというご意見を申し上げました。その後、いろいろあったようでございまして、私議事録をとらせていただきました。この協議案件に入りまして冒頭、斉藤さんから決算は可決しなくてもいいという委員もおったと、議事録見る限り私しか言ってないのでないかなと。しなくてもいいと言ったのではございません。言った文言で誤りがありましたので訂正申し上げたいと思いますが、しなくても決算の効力に影響はないという地方自治法上の規定があると申し上げましたが、これは私の間違いでございまして、規定じゃなくて、地方自治法に基づく行政実例としてはそれはある。

従って、決算そのものは仮に不認定になったにしても執行者としての責任はあるにしても、その 効力に影響はないのだということを申し上げております。否決されてもしなくてもいいというところ で発言を切っておりません。しなくても、決算の効力に影響はないのだという規定があるというこ とを申し上げたかったのでございまして、決して認定しなくてもいいのだと、そういうことを申し上 げておりませんので、その点はひとつお間違いのないようにお願いを申し上げたいと思います。 それから、3カ所で開催された説明会の中で、全体で 150 人ぐらいお集まりいただいたでしょう か。3カ所とも結論から言うと、在任特例は使うべきでないと申し上げてよろしかろうと思います。 特に、3カ所のうち1カ所では、そういう発言をされた住民の方がおりましたので、もう割れんば かりとは言いませんけれども、拍手が出たという会場もあったことをご報告申し上げておきます。

〇柳田会長

それでは、東由利町の皆さん、何かございませんか。

〇小松義嗣委員(東由利町)

私は先程、住民感情というものが出ましたけれども、私はむしろ住民を安心させるというからに は、むしろ在任特例を使った方がいいと、そのように思っております。先程から各委員の方言わ れましたけれども、いろいろこれまで 10 回協議されてきましたけれども、この中でもほとんど新市 になって調整すると先延ばし事項がたくさんございます。しかも、この協議会に出てこないたくさん の問題が山積していると思います。そういった中で、先程選挙があれば1カ月、2カ月が停滞する と言いましたけれども、自治というものは一日も停滞することなく、選挙があろうかなかろうが流れ ているわけでありまして、刻々と進んでおります。そうした時期に、いろんな問題が新しい市にな って出てくると思います。その時に、誰がそれを継承してもっていくのかと。私も首長も当然いない わけでありますし、それが議会だろうと思います。地方自治の本当の自治の原点は議会だろうと 私は思っておりますし、そういう意味においては本当に議会の役割というのが非常に大事だろう と思っておりますし、そういう中で私はむしろ在任特例、7カ月というのは短いだろうとむしろ思っ ている方でございます。そういう中で、私このように立派な基本構想もできましたけれども、これは 本当の形であって、これがどのように本当の市になっていくかというのが見届ける必要が我々は あろうかと思います。そういう意味では、こういう基本構想の中に各一市七町のそれぞれの思い が反映されるように、ある意味では新しい町がどうなるのかという住民に示す意味でも、そういう 輪郭をつけるという意味でも、私は議会の立場というのは本来、重要だろうと思いますし、そうい った意味ではこの原案に賛成するものでございます。むしろ私どもの議会でもそういう意味で総 意をもって提出しておりますのでお伝えします。

〇村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

今、私どもの阿部町長から訂正の発言があってよかったなと思っているところでございます。実は先週も私どもの町長が発言の中で、私も同じ町でありながらもちょっとドキッとするような発言ありまして、確か今の不認定にするという規定があるということでしたけれども、これはないようですし、そのあとは予算執行者としての動議的な、あるいは政策的な責任はもちろん残るわけでございますから、議会の議決機関としての大きな役割というのはあるというのは、それ当然だと思っております。

それと、あと、町村総会というような話もございまして、議会へ送らなくても町村総会やればできるんだというような話もございまして、それもちょっと他の方が、議会の方が聞いた場合には、ちょっと誤解をするんじゃないかなと思いまして、確かに地方自治法 94 条にはそういうことは書いてありますが、憲法の 93 条にもきちんと議決機関として議会を置くとあって、上位法にもそういうものがありますし、地方自治法 89 条にもそう書いてあります。そのための町村の、例えば 200 人、300 人のおそらく有権者がおらないようなところでは、おそらく部落総会というようなことの形になる場合、条例によってそれを町村総会を開くというような、そういう趣旨だと思っています。そういう意味で、執行部の方と私ども議会の話として一言まず申し上げてみたいと思います。

それから、私どもの町は月に1回、最近ずっと、要するに合併をしようと、一市七町でまとまってから、合併してから、協議会持ってから、月に1回、前回の協議会の報告と、それから今度案件にのぼるものを議員全員まちづくり協議会というのを作りまして、議事録をすべて出して、その中で報告をし、協議をしております。そうした中で昨年、在任特例の話といいますか、議員の任期の話がございました。7月の3町のときに、おそらく皆さんに配付されましたんで、おそらく7月、あるいは6月の末に議員の皆さんで集まって、私どもは3月でまず議員を辞職すると。30名の大選挙区制ということをまず議長会の方に持って行きました。ところが一市七町、最悪私どもの町がそれだけで、あとは6カ月、あるいは12カ月、13カ月というようなことでございました。そのあとまた持ち帰りまして、もう一回話し合い、そしてまた持って行ったんですが、多少は変わったところがあり

ましたけれども、大方は変わらないという状況で、幹事会に任せたというようないきさつがございます。そうした中で、原則、この前も実は27日に9時半から、この9回の協議会の報告、あるいは10回の協議会につきまして話し合いをして、もちろんこの在任特例を使うか使わないかというようなことも議論いたしました。ただ、私どもはそれを原則論として主張してまいりましたけれども、合併というのはあくまでも一市七町がまとまらなければ意味がないということで、原則としても主張したいと思いますが、皆さんの意見を聞きながら、まとまる方向でなければ意味がない、そうしたことで話し合いをいたしております。まず、是非原則論でまとめていただければ有難いのですが、他の議会の皆さんのご意見を十分に拝聴しながら、その辺は議会としては対応していかなければならないのではないかと思っております。そういうことですので、よろしくお願いいたします。

〇柳田会長

今、由利町の村上さんからご意見ありましたけれども、矢島町ではその他ございませんか。

〇佐藤 實委員(矢島町)

私、この 10 月 31 日というその根拠というものをお聞きしたのは、ここに議長もおりますので、議長会で述べられたと思いますけれども、やはり、その大きな市になってからの事業計画なり、それから予算構成なりを見届ける義務があるという議員が大半でございますので、やはり 13 カ月なりということが多かったものですから、この 10 月 31 日の根拠というものは、当然議会の皆さんに説明する義務があるわけでお聞きしたわけです。

矢島町議会といたしましては、議長がここにおるので失礼なんですけれども、13カ月、1年という案が大半を占めている状況なもんですから、こうした会議を踏まえて、帰ってまた協議会なり開くことになるだろうと思いますので、先ほど、ここの期限について確認した次第でしたので。

〇柳田会長

岩城町の阿部さん、どうぞ。

〇阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の阿部でございます。

ただいま協議第33号の件でご指名をいただきましたので、前回の法定協の席でも申し上げま したとおり、平成 14 年の 11 月の1日、合併協議が進んでまいりますと、議会の定数特例、ある いは在任特例、選挙区の問題、大小、このことについては議員の皆さん、どうしてもご意見をいた だかなければならなくなりますから、十分考えておいてくださいということで協議会を開かせてい ただきました。そして 15 年の6月 24 日だと思います。再度協議会を開きまして、議員の皆さんの 意見の集約をいたしたいと思いましてお諮りいたしましたら、最終的には岩城町の議会の皆さん は、即選挙でもよし、一市七町の法定協の中で在任特例、そういうものを使う、そういうものが全 体で決まったらそれでもよし、そういう結論に達したと、こういうように私は申し上げてございます。 そして私どもが岩城町を代表いたしまして法定協に臨むということになりますと、この議会の構成 だけでなくて、すべての行政上の問題について、やはり責任ある行動をしなければいけないとい うことで、岩城町では議会全員が入りまして 40 名の地域振興研究会を発足していただいたと、こ れも先般申し上げたとおりでございます。その中で議会の皆さんや住民の皆さんのご意見をいた だきながら各法定協に臨ませていただいたということでございまして、その中に岩城町の議会の 考え、あるいは地域振興研究会でこの協議第 33 号についてのご意見をいただいたことを背景に いたしまして述べさせていただいたということでございます。そして、先程前川副議長からもご意 見がございました。岩城町の議会の皆さんが在任特例何カ月というような結論は出されておりま せん。定数特例を使うということも出されておりません。地域振興研究会の中でも、この原案でよ しというご意見の方もございましたし、その中でも即選挙でもいいのではないかという方もござい

ました。つい最近の会議の中では、それだけにこだわらないで定数特例をもう一遍考え直してみたらいかがですかというご意見を出された方もございます。定数特例と申し上げますと、すぐ最大60名までだ、倍までだというように話が出てしまいますけれども、必ずしも倍の60名ということでなくて、1.何倍とかそういう定数の決め方もあるのではないかと、こういうようなご意見もございまして、私どもも会議を開きましても、これで満場一致だというような結論を得るというところはございませんでした。正直に申し上げておるんです。ですから、私は、今日決めなければという、決まれば一番よろしいんでしょうけれども、もっと持ち帰って協議してもよろしいのではないかなと、こういう考えも持っております。

以上であります。

〇柳田会長

どうもありがとうございます。 大内町の小笠原さん。

〇小笠原良一委員(大内町)

大内町の小笠原です。

この件に関しては、一般の方々が非常に注目している件でありますけれども、非常に誤解している市民、町民の方もおるようであります。というのは、在任特例2年という勘違いしている市民、一般の方がありまして、それに対して、やはりこのマスコミの報道によって誤解しているという部分があるわけです。今日もマスコミの方、お見えになっておりますけれども、何とかこれはひとつマスコミの方々にもご協力願えて、やっぱり誤解のないような報道をしていただければというのが私の願いでありまして、何とかこの一市七町、皆さんうまく合併しようという夢を持ってそれぞれやっている会議でありますので、これからはマスコミの協力なくしてなかなか進まないと思いますので、その辺をひとつお願いしたいと、マスコミの方にひとつです。

それから、この議員定数、それにしても私個人の考えで、やはり単純に言いますと 132 名という数字は非常に多いというのが本音でありまして、やはり小選挙区というかとらえ方でありまして、非常に無理な話ですけれども、人口割とかでなくて、対等合併ですので、例えばそれぞれの地域から5名ずつ選出して、一市七町8地域で計 40 名をもってやると、これは本荘市議会の深いご理解と寛大なる気持ちがなければ実現しないと思いますけれども、私の案としてさせていただきます。

〇柳田会長

はい、鳥海町の高橋さん。

〇高橋和子委員(鳥海町)

はい、住民の方々の私たちには、地域づくり研究懇談会という団体がございますけれども、その中で強く申されたのは、134名の議会になるのであれば、報酬を下げて頑張っていただきたいということを強く言われましたので、私さっきそれを言うのを忘れましたので、それを申し上げます。

〇柳田会長

それでは、5時30分まで、時間延長いたします。。 はい、どうぞ。

〇尾留川正委員(由利町)

由利町の尾留川です。

うちの議長さんの方から縷々説明がありましたので申し上げませんけれども、やっぱり私たちは住民代表だもんですから、やっぱり住民の声を反映するためにいかにすればいいかと、そういうことも縷々考えてきています。やっぱり議員の人たちは議員の立場でものを言うようでありますけれども、私は議員の代表としてものを申し述べたいと思います。

あのアンケートにあるように経費削減、この前の会議のときに無駄という言葉を使ったので、大変皆さんからお叱りを頂戴しましたが、その経費削減ということを考えた場合に、今の鳥海の高橋さんが言われるように、やっぱり例えばその130何人でいくというならば、その経費削減したというその態度を議員の人たちに見せてもらえれば、住民の方々にも説明がつくんじゃないかなと、そういうことを思いますので、やっぱり私も地方自治法というのはあまり詳しく知らないんですけれども、給料を下げるとなると条例改正とか云々ということが問題になるらしいんですけれども、それもやっぱり何らかの対策を講じてそのようにすれば、住民の人たちもある程度納得するのではないかなと思いますので、申し上げておきます。

〇柳田会長

はい、鳥海町の今野さん。

〇今野義親委員(鳥海町)

ご指名でございますので。

まず、結論を先に申し上げますと、執行部の提案に、私賛成をしたいと思います。やはり経費削減という言葉が出ましたけれども、経費を削減をするために、だから合併をするんです。これは、130 いくらの議員が多いから、すぐに議員を減らして歳費等の経費を削減しなさいということとは、意味がちょっと違うんじゃないでしょうか。経費を削減をするために合併をすると、これを前提としていかなきゃいけないのですけども。

まず、ずっと前回からも聞いておりましたけれども、まずほとんどが新しい新市になってから協議をするという、そういう事項がほとんどであります。この合併協議会の委員が、みんなそれでよしと、ここに決められないから新市にもっていろいろ協議をしようということで全部きております。ですから、その委員の方々の中から、いや合併と同時にもう解散をしなさいということは、いかに自分たちのその委員としての、合併の委員としての責任のなさがここに出てくるんではないでしょうか。やはりある程度の、この中には議員もおります。残っていただいて、皆さんがそういうような意向を延ばしたものは、できるだけ1つでも2つでも確認をしていただくというのが、これが常識と思いますよ、私は。ですから、また新市長誕生いたします。どんな方がこれ誕生するかわからない。それをやはり見る一つの義務もあろうかと思います。ですからそういう意味からいきますと、ある度は議員は残らないと、皆さんがここまで持ってきたものが確認できないと、こういうことになります。そういうことで、私は執行部のこの10月末の案に賛成をしたいと、こういうように思います。

〇柳田会長

どうもありがとうございます。 茂木さん、いかがですか。

〇茂木好文委員(矢島町)

指名を受けましたので、この件については発言しないかなと思っていましたけれども、いずれまとまるような形で持っていかなければいけないということが大前提だと思います。ただ、私はやっぱり、先程大内町の委員さんからお話あったように、やっぱり4年間じっくりとその地域の代表として、議員としてやってもらった方の方が良いのではないかという考えは前回と変わりありません、私は。

ただ、どこまでもその意見を通すというか、結論というかゴールできなければ困りますので、私の個人的な意見は前回と同じです。

〇柳田会長

大内町の小松さん。

〇小松敏博委員(大内町)

大内町の小松でございます。

私どもの方でも、このダイジェスト版の説明で歩いておりますが、私も3カ所に出て住民との対話をしてまいりました。そこで3カ所のうち2カ所でこの議員の任期についての質問を受けたわけでございますが、同時に町長もその場には出席しておりますし、町長としてはやっぱり我々は合併の前日でもうクビなんだと。議員の皆さんには、やっぱりいくらかの時間残ってもらわなければ、今まで話したことも無駄になるといったような話もあったりして、結果的には在任特例を活用することについては、今までのところはわかったという空気でございます。

そこででありますが、集まってくる人たちは少ないわけですけれども、全体的に見て若い人はすぐ選挙やれと、こういうことです。それから、50歳、60歳になってくると、んだな、よくあんた方の説明を聞くと、それもそうだなと。金かからないことはいいけれども、これはやっぱりこの地域が将来どうなるかといったような心配もあったりして、まだまだこれもう何カ所かあるんですけれども、年齢的には若い人はすぐ選挙やった方がいいと。何もそんなにいらないと。大体、議会やる場所さえないだろうと。だけどもよく考えてみると短絡的なとこもあるなと私は考えるわけです。

やっぱり今まで、今日で 10 回話し合いをして、それぞれやってきている中で、これだけは決めたいもんだなと思うものも、やはり新市で調整をしてということになるわけです。 定数 30 名で選挙して、本荘市もよくわからない、由利町はもちろんわからないと。 大選挙区でやって、果たしてこれが議員なのかといったようなことまでなってくるもんですから、 やはりいくらかの期間を置きながら、在任特例を活用しながらというのが、私ども議会では3回ほど確認しております。

できるならばということで3回ほど確認しておりますが、すぐ選挙という人は一人もおりません。 今日は議長、喋らないもんですから、私が喋るわけですけれども、ところがすぐこれはテレビで大 内町は何回もやるわけです。

だから、あなた在任特例の賛成者だと、今度若い人からそういう話があったりして、なかなか議長が言われておりますので、今日発言しないところですので、どうか今日決めれればいいわけですけれども、やっぱりじっくり失敗のないようにしていってもらいたいなと思っているところでございます。

〇柳田会長

ありがとうございます。 今度、本荘市の方から。

〇工藤兼雄委員(本荘市)

私、議員の立場という点で、あとで村岡さんから議員外の発言があろうかと思いますので、決して5人が意見が違うということでもございません。

実は前回にも申し上げましたけれども、本荘市の議会の意向というものは、私どもは当初斉藤さんが言われましたように1年以内ということで皆さんにも申し上げているのは前回のとおりであります。それでもいろんな皆さん方から、それぞれの新聞紙上にも出た後の反響、いろいろありまして、いろんな意見も皆さん方が、ここへ来る前は意見が、腹の中が違うと思うんです。今日来たときには、またコロッと変わっているような方も見受けられますけれども、いろいろ私どもは、ただすぐ選挙をやれというのは、これは当然だと思いますけれども、なぜそうしなきゃならないかという

根本から考えてみなきゃならないと思います。17年の3月31日まで法定協で決められた、合併をしなさいと決められたと。今こういうふうな諸々のことで、こういう皆さんのすり合わせをしている幹事会の中でも、まだまだいろんなこれで詰めなきゃならない問題が多々あるし、また議会それぞれの、帰って議会ともやらなきゃならないものもある。あと1年ちょっとしかないこの時期にですね、皆さん方がすぐ3月31日ですぐ選挙が打てるのかと。いや、私の本荘市の議会であれば1年以内、それは確かに全員がそうであったとは言いません。24人の中での一部の議員方にも反対もありまして、いやすぐやった方がいい、大選挙区でやった方がいい、あるいは小選挙区でやった方がいい、いろいろ分かれました。私は個人的には、すぐ選挙をやった方が良いというのが持論でございました。

それでも私どもは、やはり民主主義の中で、24人の議員の中でいろんな討議をしながら、私もその委員長という立場の中で皆さんをまとめていかなきゃならないということで、本荘市の意見を皆さん方に前回申し上げたつもりでございます。そういうことですので、今すぐやるというよりも財政的な措置の問題をどうするかということで、そのために特例法というのがあったと思います。

あるいは行政上の諸々の問題をこれからやっていかなきゃならない、鳥海さんからもいろいろ言われました。いろんな皆さんの意見もそうですけれども、今いろんな話を聞いておりますと、それぞれがやはり今この上程されましたような意見に集約してきているんではないかなというふうにも感じます。

ただ、いたずらに財政を少なくするとか、あるいは無駄な金を使うとかという問題でなく、やはり議員は議員の立場として、あるいは市民から言われた文言に対しては、いろいろ私どももこれから協議しなければならないし、議論を重ねなければならない。そういうことを踏まえますと、やはりこれを急いで今取り組みするのでなく、もう少し時間をかけて、議会に持ち帰りながら話をしていく必要があるんでないかというように私は考えております。

以上です。

〇柳田会長 はい、どうぞ。

〇村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

最初に結論ですけれども、是非この案件は継続審議をしていただきたいと思います。前回から 踏まえて、今回様々な立場でのいろいろな皆さんの意見を聞いた上での意見交換がなされて、ま たそれぞれの認識が随分変わったのではないかとも思います。そういう意味で結論的には是非 継続審議をしていただきたいことを提案いたします。

その理由でありますけれども、先程から何度も出ておりますように、新市において様々に決定しておかなければならないことに様々な各町の代表として関わっていきたい、これ正直な感情だと思います。その他、決算議会を経てから様々ないろいろな理由があって7カ月後ということで提案をしておりますが、例えばもし今回、一市七町の合併においては、7カ月間で 132 名でいきますという結論が出たら、明日の新聞はその 132 名だけがおどります。今までの過去の経緯とか、どうやって努力をして議会で話し合って、そしてここに持ってきたというのはまったく載らずに 132 名決定と、これがたぶん今の報道のあり方だと思います。

小笠原委員に賛同する意見ですけれども、それまでのいろいろな経過とかはまったくなくして、それだけが独り歩きしてしまうと思いますので、現状はおそらく住民感情は、私も東海林さんも本 荘市の何人の人にも聞いてみましたけれども、反応としては、10人に聞けば 10人、即解散選挙 をすべきだという意見が私は非常に強いように思います。でもそれまでの大事な経緯が十分また議論をされていないし、わかっていないというように感じています。

そんな中で、何もその7カ月というだけじゃなくて、先程岩城町の前川委員からもありましたように定数特例というのがあって、何も2倍にしなくてもいいじゃないかと、1.5 倍の 45 人、あるいは 1.3 倍の 40 人という形もあるかもしれません。

そして、大選挙区ではなくて、いわゆる選挙制度的には決められた区から2人、3人出すのを中選挙区制度というと思うんですけれども、いわゆる中選挙区制度のスタイルをとって各町から3人、4人とか、出して40人でいくとか、例えばそういう議論さえもまだなされていないわけであります。

是非、そこまで踏み込んで議論した上で、また各町に持ち帰って話し合った上で、我々一市七町ではどういう形でこれからまちづくりをしていくのかという議論の上でこの議会の選挙はあると思います。

いわゆる地方自治は、民主主義の学校と言われている部分、先程お話がありましたように、最も大事な部分がこの議会のあり方だと思いますので、これからまた議論をされるであろう地域自治組織のあり方、いわゆるこの一市七町は秋田県の10分の1の面積、全国でも五本の指に入る有数の面積を有する地域でありますから、人口だけではなくてそういうことを考え合わせると、地域自治組織がどういう形になるのか、その地域自治組織に伴って議会はどういう形で代表をそれぞれの地域が送り込んだらいいのか、これは関係する話だと思うんですね。だから地域自治組織の話も、これからたぶん中心のテーマになると思いますけれども、そこら辺も踏まえた上で、この議会の議員の定数のあり方を議論することは、私は非常に根本的で重要なことだと思いますので、今日も様々ないろいろな意見が出ましたので、是非継続審議にしていただきたいことを申し上げて意見を終わりたいと思います。

〇柳田会長

はい、どうぞ。

〇斉藤好三委員(本荘市)

本荘市の斉藤でございます。

ただいま、工藤委員からもいろいろ話しましたけれども、先程まず一つだけ、村上議長さんが憲法 93 条を選びましたけれども、訂正をいただきましたけれども、誤解だという訂正を、憲法の 93 条第2項には、私たちもやっぱり首長と同じように、住民の選挙に、直接選挙によって選ばれたものですから、委員の皆さんと同じように議員も住民の代表であります。この点をまずお間違いなく申し上げたいと思ってございます。

そういう中でありまして、それは間違えたとか何かでなくて、やっぱりそういうふうな主張であれば、そういう考え方もあるんだなということでは納得しますけれども、そのときはいや違うんではないかと、そんな思いもいたしました。それが私の先ほどの感情でございます。

それから今の合併について、よく合併については結婚だと、こう言われているんですね。じゃあ 結婚して一生懸命努力して自治体が大きくなれば、大きくなって財源を使ってはいけないことなん でしょうか。 例えば一市二町で 40 名ぐらいだと誰も何も言わないと思うんです。

しかし、これは東京都では1,200k㎡、一市七町では、神奈川県の半分なんですね。一市七町の面積というのは、そういうことを、面積的なこと、いろいろなことも考えることももちろん大事だし、それ一概に定数が東京都とか、何かそれ以上とか、そういうものではないと、私はそのようにも思ってございます。

ただ、うちの市の場合、いろんなこと出ました。それはその中で、議長会の中で話しましたし、ここでいちいちそれを取り上げるつもりはございません。ただ、1年以内ということと、そうしてまたやっぱりスムーズに移行すると、決算まで、そういうふうなこと、やっぱり見届けていきたいと。そしてまたそれは地域自治とかいろんなことが話がありますけれども、私たちはやっぱり骨格予算でそれを決めるわけでございます。そして補正も組みます。そしてまた9月の決算があります。やっ

ぱりそういう流れも、特に合併して全部できるものもございます。それは皆さん一番よくご存知のとおり道路網とか、例えば通信網、イントラネット、どんどんそれは出てきますけれども、それができないもの、やっぱりそこに住む地域の社会的弱者といいますか、そういう方々の意見もやっぱり聞いて、それをスムーズに反映しているか、そういう意味では私としてはこの6カ月、この7カ月ですか、案に賛成だと、そういうことです。ただうちの方では即選挙、すぐ選挙、そしてまたその中でも中選挙区がいいという、そういう方もございます。大半の中においては1年以内、そして中選挙区というのが本来の希望でございました。しかしそれは一市七町の中でいろいろ話をしまして、そういう結論に至ったということでございます。

それから、合併してもしなくても、これだけかかるお金は同じなんです。それを永久にやれとかでなくて、そういう半年とかそのぐらいの形の中でみていくこと、しなければそれだけかかっていく、もし一緒に高いところに合わせたら、そういう経費の問題が大きいということも十分わかります。しかし、これは新しいまちづくりですから、そういう意味も考えた場合、それはその抑えることも大事ですけれども、そういう意味の中で是非私はそのぐらいの7カ月ということに賛成だと、そういう意見でございますので、その点を今日報告したところです。

以上であります。

〇柳田会長

はい、どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

〇佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。

先程、この案をやっていくのがまず常識的な判断だというようなご発言の方もいらっしゃいましたけれども、私どもも地域の説明会の中で3度ほど私も参加しております。非常に常識が逆転しておりますね。私どもの住民の常識というのはそういうんじゃないんです。要するに、今までの、地方自治の今までやってきたことに対するこういうふうに行き詰まってきてしまったということに対する失望感と、これからは我々も自分たちもおおいに自分のことは自分でやりますから、まちづくりにあたる皆さんも、ひとつそういう姿勢でやってほしいという、そういう意味のこの合併にあたっての特例を使わないでほしいと、在任を使わないでほしいと。そのリスクはあえて私ども市民、町民が受けますと。今日の議員の皆さんからの、前川議員さんのお立場は私どもと同じような形になるんでしょうけれども、ほかの議員の皆さんは、やはり私どもの意見とはちょっとまず、それは私ども住民が幼くて、本当にこのままやったらどうなるかわからないって、そういう危惧を持っていられるというのは非常によくわかります。わかりますけれども、今まで私ども住民もそういう意味で皆さんに負託をしてきたわけでございます。

そういう中で、この激変の中でも、まだ我々もちょっと不安だけれども、やはり今すぐにでも選挙して、新しい出発にあたっては、とにかく何ていいますかひとつエネルギッシュにひとつやってほしいと。どうなるかわからない、でも私どもも一生懸命頑張りますと、こういう姿勢だと思うんです。これ、私、先回にも主張してまいりました。これに対して私ども確認の意味で住民の皆さんとの説明会に参加をさせていただきましたが、本当にそういう私どもの4人の中では2対2でございます、残念ながら。なかなかこれは、普段は仲の良いもんでございますけれども、大変尊敬してやまない先輩方でございますが、こればっかしはなかなか。しかも議員の皆さんのご心配も、もちろん私どももわかります。でも、私どもも今までの経過の中で、これからひとつ何とか新しい自治をしてみたいということでございます。従いまして、この事務局から提案された3つの理由、これは今、議員の皆さん3つ全部言っていらっしゃいます。これはやはり今までの議員の皆さんが各地域の中で議員の皆さんが集約したものを事務局に持って行かれて、事務局が要するに幹事会から、はい、じゃあこれで出しなさいと、はいそうですかと、こう書いたものでございまして、住民のア

ンケート調査のあれも勘案したらどうかとか、あるいは皆さんの市民的な感覚をどうこれ、その議員の皆さんとのすり合わせがどうなのかという議論が、はたして十分されたのかなという感じをしております。そういう意味で、住民自治という、そういう地域審議会とかいろいろ議論されておりますが、そういう方に住民の心配がないような形で機能していくような自治のあり方を、この組織、協議会の中でいろいろ議論すれば、それでもできないのかなと。是非、本当は私も土下座をして議員の皆さんに、何とかひとつ住民も頑張るって言ってるから、ひとつ皆さんよろしくお願いしたいという気持ちでございます。これはお願いでございます。

ですから、今日は住民の皆さん、あんまりご発言ないようですが、たぶん説明会の中ではそういう意見も大分あると思います。それを幼いとすればですね、そういう常識的、そういう常識で我々は見られているとすれば、これはまた非常に残念だなという気持ちでおります。そういう意味で、一応住民代表ということで、私の大内町の住民の皆さんは、調整の余地はないとは申しません。でもそういうひとつ区切りをつけながらやって新しい市に向かった方がいいのではないかなというご意見が、私の耳には多かったと申し上げたいと思います。ありがとうございました。

〇柳田会長

大変時間も経ってまいりましたが、ご意見は先回よりもさらに内容の突っ込んだ心情あふれるようなご説明、ご意見がありました。

それで、この問題は非常に重要な案件であるので、今ここで結論を急ぐということは、後日禍根を残すおそれがあってはならないと考えます。

よって、再度継続をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

異議なしということで、よって継続審議中の協議第33号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」……何か意見ですか。

〇村上 亨委員(由利町)

意見というか、今、協議が大体終わりのようですので、私の意見が今度逆に誤解されるような感じ、本荘市の議長さんからありましたので、私どもの町の阿部町長さんの発言が誤解されないようにという意味で話したので、ひとつよろしくお願いします。

〇柳田会長

わかりました。そういうことだそうです。

〇斉藤好三委員(本荘市)

誤解しておりませんから、どうぞ。

〇柳田会長

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、継続審議と決しました。

これをもちまして本日の協議事項は、すべて終了しました。

この際お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等について、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

はい、成田さん。発言を許します。

〇成田正雄委員(大内町)

再度確認というかお願いというか、今日の会議の冒頭に大内町長の佐々木さんから出ました、いわゆる町名決定が来月だとすれば、来月の協議会の冒頭において先の継続協議になっておりますそれぞれの現在の町名を残すか、残すように協議したいということになっておりますので、それを1つ提案していただきたいと思います。

〇柳田会長

この問題は、今日、新市名称は5つ出ましたので、それを踏まえて大字、字というもの、早急に 幹事会を開いて検討させて報告させたいと思います。

暫時休憩します。

午後 5時27分 休 憩

.....

午後 5時29分 再 開

〇柳田会長

会議を再開いたします。

12月18日に幹事会案をここで諮るということで。

各市町に照会したところ、12月18日でよいということで設定したようです。

18日に今の件について、皆さん方にお諮りをするということで、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇柳田会長

それではそういうことでお願いします。 以上をもちまして協議を終了します。 はい、事務局。

〇事務局

そうしますと、今お話ありましたけれども、次回、第 11 回の協議会の開催は 12 月 18 日、第3 木曜日です。

午後1時30分より由利町の中央コミュニティセンター「善隣館」を会場に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先程、投票いたしました結果につきまして、今、委員の皆さん方にお配りしたいと思います。

会議の方は、これをもちまして終了したいと思います。

長時間ありがとうございました。

午後 5時30分 閉 会